

令和5年度

子ども・子育て支援等推進調査研究事業

児童虐待防止医療ネットワーク事業及び医療機関における

虐待通告等の実施に関する調査研究事業

—報告書—

株式会社 野村総合研究所

令和6(2024)年3月

目次

第1章 はじめに.....	2
1. 背景・目的.....	3
2. 調査手法.....	4
第2章 ヒアリングによる 本事業の実態・課題調査.....	8
1. ヒアリング調査の概要.....	9
2. ヒアリング調査の結果概要.....	11
3. ヒアリング調査の結果詳細（実施自治体）.....	19
4. ヒアリング調査の結果詳細（未実施自治体）.....	33
第3章 アンケート調査.....	36
1. 調査手法.....	37
2. 調査結果.....	39
第4章 総括.....	51
1. 総括.....	52
参考資料① アンケート調査票.....	58
参考資料② 単純集計結果.....	66

第1章

はじめに

1. 背景・目的

1-1 本調査研究の背景及び目的

我が国の児童虐待相談対応件数は近年、右肩上がりに上昇を続け、令和4年度には219,170件（速報値）に達している。社会に衝撃を与える死亡事案も複数発生しており、児童虐待の早期発見・早期対応の重要性は増している。

増え続ける児童虐待の早期発見・早期対応には、地域関係機関全体での支援体制構築が必要不可欠となる。とりわけ虐待を疑わせる子どもとのタッチポイントとなる医療機関は、児童虐待の早期発見・早期対応において重要な役割を担うが、虐待に関する知識や被虐待児の診療経験の不足、医療機関内での児童虐待対応の体制整備が十分ではない等の理由から、対応が困難なケースが生じる場合があるという課題があった。

上記課題に対して、国は平成24年度より、各都道府県、指定都市の中核的な医療機関（以下、中核医療機関という。）を中心として、児童虐待対応の向上を目的に、「児童虐待防止医療ネットワーク事業」（以下、「本事業」と記載。）を開始し、児童虐待対応のネットワークづくりや保健医療従事者等の教育等を行ってきた。さらに、平成26年度には「児童虐待防止医療ネットワーク事業に関する検討会」が開催され、医療機関において、院内で子ども虐待に対応する組織を立ち上げる場合や自治体において地域のネットワークを構築する際の参考として、「児童虐待防止医療ネットワーク事業推進の手引き」を策定している。

本事業は事業開始から10年以上が経過しており、その間に児童相談所に医師や保健師の配置が義務付けられたことや、令和4年度の診療報酬改定において「不適切な養育等が疑われる小児患者に対する支援体制」を評価する養育支援体制加算が新設されたこと等、児童虐待を取り巻く制度も様々な変更が行われている。そのため、自治体及び医療機関が本事業に求める内容も変化していると想定されるが、本事業に関する全国の実態調査が行われてこなかったため、事業内容や課題・ニーズ等、本事業の実態が正確には掴めていない。

そこで本調査研究では、本事業の実態及び課題を整理することを目的として、本事業の詳細な実施内容及び成果、推進における課題等を調査するとともに、本事業以外で医療機関における虐待対応力向上に取り組む事例の探索を行った。

2. 調査手法

2-1 調査手法

(1) 調査の全体像

本調査研究は、有識者検討会議、ヒアリングによる本事業の実態・課題調査及びアンケート調査の3つの業務で構成される。

2-2 調査項目ごとの手法

(1) 有識者検討会

本事業の現状に関するヒアリング及びアンケート調査における調査項目等の検討及び調査結果を踏まえた課題等の分析・整理のため、関係学会や自治体の担当者、本事業の拠点病院の担当者等から構成される有識者検討会を開催した。

検討会の場では、本事業実施自治体及び本事業未実施自治体の双方における児童虐待防止に関する医療機関とのネットワーク構築状況を把握するため、ヒアリング及びアンケート調査を通じて調査する項目についてご意見をいただき、その調査結果を報告し、課題やあるべき姿について検討を行った。

議論に参画いただいた検討委員については、次ページに記載する。

<開催日程及び論点>

回数	日程	議題
第1回	令和5年9月4日	<ul style="list-style-type: none">本調査研究の背景・目的、調査の全体像の共有調査の方向性に関する検討ヒアリング前半パート/未実施自治体ヒアリングのヒアリング項目の検討
第2回	令和5年10月30日	<ul style="list-style-type: none">ヒアリング前半パートの結果報告上記を踏まえた本事業の課題の整理アンケート調査票・分析の方向性の確認ヒアリング後半パートのヒアリング項目の検討
第3回	令和6年2月21日	<ul style="list-style-type: none">アンケート調査結果報告ヒアリング後半パートの結果報告上記を踏まえた、本事業の充実に資する提言の検討報告書の概要の確認

令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
児童虐待防止医療ネットワーク事業及び医療機関における虐待通告等の
実施に関する検討会 委員名簿（敬称略）

委員（五十音順）

川松 亮	明星大学人文学部 福祉実践学科 教授
多山 剛司	山口県中央児童相談所 主幹
中井 正江	前橋赤十字病院 医療社会福祉課長
星野 崇啓	さいたま子どものこころクリニック 院長
毎原 敏郎	兵庫県立尼崎総合医療センター 小児科長
三平 元	公益社団法人 日本小児科医会 理事
山下 典子	大阪府高槻市子ども未来部子ども保健課 主幹

(2)ヒアリングによる本事業の実態・課題調査

本事業を実施している又は実施していた自治体13か所及び拠点病院15か所（図表1）及び本事業を実施していない6自治体（図表2及び3）に対してヒアリング調査を行った。

本事業を実施していない6自治体に対するヒアリングはアンケート実施前後に分けて実施した。

アンケート実施前は、本事業を実施していないが、医療機関における児童虐待対応に限らず児童虐待対応全般に力を入れている自治体から、人口規模・地域のバラツキなどを考慮して3自治体（図表2）を選定し、ヒアリングを行った。

一方、アンケート実施後は、アンケート調査の結果を踏まえ、本事業を実施していないが、医療機関の児童虐待対応力強化・児童虐待防止など本事業に類似する取組を独自で実施している自治体から、人口規模・地域のバラツキなどを考慮して3自治体（図表3）を選定し、ヒアリングを行った。

ヒアリングは、コロナ禍の情勢を踏まえ、対面とオンラインを併用して行った。

図表 1 調査対象とした実施自治体

#	自治体	担当部署	拠点病院
1	群馬県	生活こども部 児童福祉・青少年課	前橋赤十字病院
2	埼玉県	福祉部こども安全課	埼玉県小児医療センター
3	千葉県	健康福祉部児童家庭課	千葉県こども病院
4	岐阜県	健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課	岐阜県総合医療センター
5	静岡県	健康福祉部こども未来局こども家庭課※	静岡県立こども病院
6	愛知県	保健医療局健康医務部健康対策課	あいち小児保健医療総合センター
7	大阪府	健康医療部保健医療室地域保健課	—
8	兵庫県	福祉部 児童課	兵庫県立尼崎総合医療センター
9	香川県	健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課	四国こどもとおとなの医療センター
10	愛媛県	保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課	愛媛県立中央病院 松山赤十字病院
11	福岡県	福祉労働部こども福祉課	飯塚病院 聖マリア病院
12	仙台市	こども若者局こども家庭保健課	仙台市立病院
13	川崎市	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	聖マリアンナ医科大学病院

14	北九州市	子ども家庭局子育て支援部子育て支援課	北九州市立八幡病院
----	------	--------------------	-----------

※都道府県、市町村の順に全国公共団体コード順に記載

※静岡県は拠点病院のみヒアリングを実施

図表 2 調査対象とした未実施自治体（アンケート実施前）

#	自治体	担当部署
1	A県	児童福祉主管課
2	B県	児童福祉主管課
3	C県	児童福祉主管課

※未実施自治体における課題調査としてのヒアリングのため、自治体名は記載せず

図表 3 調査対象とした未実施自治体（アンケート実施後）

#	自治体	担当部署	医療機関
1	三重県	子ども・福祉部子ども福祉・虐待対策課	—
2	熊本県	子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課	熊本赤十字病院
3	横浜市	こども青少年局こども福祉保健部 こどもの権利擁護課	—

※都道府県、市町村の順に全国公共団体コード順に記載

この場を借りて、ヒアリングに協力いただいたすべての都道府県・市町村、拠点病院のご担当者に感謝申し上げます。

(3) アンケート調査

本事業の実施主体となりうる47都道府県及び20指定都市に対して、メールを通じてExcel形式のアンケート調査票を送付し、実施した。その後、回答済のExcelシートをメールにて回収・集計した。

調査期間は令和5年11月6日から令和5年11月24日にかけて実施し、調査対象67自治体のうち、有効回答数は55自治体で、有効回答率は82.1% (=55/67) となった。非常に多くの都道府県・指定都市の担当者の皆様にご協力を賜り、本調査が成立した。この場を借りて調査にご協力いただいた全ての市町村の皆様の感謝を申し上げます。

第2章
ヒアリングによる
本事業の実態・課題調査

1. ヒアリング調査の概要

1-1 ヒアリング調査の実施方針

本調査では、本事業の実態を把握し、本事業による成果や本事業実施上の課題について把握するため、本事業を実施している自治体・拠点病院及び本事業を実施していない自治体へのヒアリング調査を実施した。以下、ヒアリング調査の概要について記載する。

(1) 調査対象

第1章の調査手法でも記載の通り、本調査においては、本事業を実施している又は実施していた自治体13か所及び拠点病院15か所、本事業を実施していない6自治体に対して行った。

本事業を実施している自治体へのヒアリングでは、本事業の実施内容及び成果、課題を多角的に捉えるため、本事業の実施主体である自治体及び本事業の委託先であり実務上の中核を担う拠点病院の両者に対してヒアリングを行った。

(2) 調査項目

実施自治体・拠点病院向けの調査項目及び未実施自治体向けの調査項目は図表 4 実施自治体・拠点病院向けヒアリング項目及び図表 5 未実施自治体向けヒアリング項目の通りとなっている。

図表 4 実施自治体・拠点病院向けヒアリング項目

カテゴリ	ヒアリング項目概要	ヒアリング項目詳細	ヒアリング対象	
			自治体	拠点病院
基本情報・統計情報	年間発生件数（自治体）	・ 年間通告件数（うち、医療機関からの通告件数）	○	-
	年間発生件数（病院）	・ 地域医療機関から拠点病院への年間相談件数 ・ 院内のCPTの設置状況（設置年、メンバー、年間CPTの活動状況、対応ケース数、児相及び市町村への通告数）	-	○
	医療機関数	・ 自治体内の小児科・産婦人科医療機関数、救急指定病院数 ・ CPT設置医療機関数・養育支援体制加算の届け出医療機関数	○	-
本事業の実施内容	取組み経緯	・ 本事業実施に至った経緯（きっかけ、提案主体、コアメンバー、検討内容等） ・ 本事業の取組み内容や体制等の検討における、『児童虐待防止医療ネットワーク事業推進の手引き』の活用状況	○	○
	取組み内容	・ 本事業における取組（内容詳細、取組み目的、成果指標の有無） ①院内の対応力向上に向けた取組み ②地域医療機関全体の対応力向上に向けた取組み ③医療機関と地域他機関（自治体、児相、要対協など）との連携に向けた取組み、等	○	○
	取組み体制	・ 本事業の実施体制（行政機関内の体制、拠点病院内の体制、両者の連携、等） ・ 地域医療機関の本事業参加状況（参加機関数等）	○	○
本事業による成果	定量的な効果	・ 本事業による定量的な効果（本事業に参加する地域医療機関数の変化、地域医療機関から拠点病院への相談件数の変化、医療機関からの通告件数の変化、等）	○	○
	定性的な効果	・ 本事業による定性的な効果（病院/地域医療機関の児童虐待体制や児童虐待対応力の質、職員の負担感等の変化、医療機関間・医療機関と地域他機関との情報連携状況の変化、等）	○	○
本事業における課題・今後の展望	課題	・ 本事業における課題及び対応検討状況（現在実施している取組み内容に関する課題、現在本事業において対応できていない課題、その他本事業に対して感じている課題、等）	○	○
	今後の展望	・ 今後の本事業における取組み想定、今後の展望	○	○

図表 5 未実施自治体向けヒアリング項目

カテゴリ	ヒアリング項目概要	ヒアリング項目詳細
基本情報・統計情報	年間発生件数	<ul style="list-style-type: none"> 年間通告件数（うち、医療機関からの通告件数）
	医療機関の状況	<ul style="list-style-type: none"> 自治体内の小児科・産婦人科医療機関数、救急指定病院数 CPT設置医療機関数・養育支援体制加算の届け出医療機関数 虐待対応に関して中核を担う医療機関の有無
取組み内容	医療機関との連携状況	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待対応における医療機関間、関係機関（児童相談所や自治体等）と医療機関との情報連携に関する取組みの有無 本事業ではない形で医療機関との連携を行っている理由
	取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> 取組み内容（実施内容、取組み目的、取組み開始時期） ①地域医療機関全体の対応力向上に向けた取組み ②医療機関と地域他機関（自治体、児相、要対協など）との連携に向けた取組み、等
	取組み体制	<ul style="list-style-type: none"> 取組みの実施体制（行政機関内の体制、行政機関と医療機関の連携、等） 地域医療機関の本取組みへの参加状況
取組みによる成果	定量的な効果	<ul style="list-style-type: none"> 取組みによる定量的な効果（取組みに参加する地域医療機関数の変化、医療機関からの通告件数の変化、地域医療機関から拠点病院への相談件数の変化、等）
	定性的な効果	<ul style="list-style-type: none"> 取組みによる定性的な効果（病院/地域医療機関の児童虐待体制や児童虐待対応力の質、職員の負担感等の変化、医療機関間・医療機関と地域他機関との情報連携状況の変化、等）
本取組みにおける課題・今後の展望	課題	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関との連携等に関する課題及び対応検討状況（現在実施している取組み内容に関する課題、現在本取組みにおいて対応できていない課題、等）
	今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> 現在実施している取組みの課題に関する今後の対応方針 本事業の実施意向

2. ヒアリング調査の結果概要

2-1 実施自治体・拠点病院における調査結果

(1) 本事業の実施経緯

本事業の開始に向けた検討段階から、委託先となる児童虐待対応に取り組む医療機関を交えた検討を行う自治体があった。また、本事業の実施に向けた検討そのものが、医療機関からの本事業の実施要望を受けて開始した自治体もある。

(2) 本事業の実施体制

自治体で本事業を所管しているのは、児童虐待対策を行っている児童福祉主管課である自治体が12箇所、母子保健主管課である自治体が2箇所となっていた。

拠点病院は、病床規模500床以上の総合病院または小児総合医療施設とする自治体が多かった（図表6）。

一部の面積の広い自治体では、拠点病院のほか、地域ごとに拠点病院に準ずる役割（地域の医療機関からの相談対応等）を果たす医療機関を設定するケースもあった。また、本事業実施以前から、地域の医療機関による会議体が形成されていた自治体では、本事業開始後も引き続き、既存の地域の医療機関による会議体が地域の医療機関向け研修会の企画・運営など拠点病院機能を一部代替するケースもあった。

図表 6 本事業の実施体制

#	自治体	本事業の受託者	本事業の実施体制		拠点病院名	拠点病院の属性	
			拠点病院数	拠点病院機能の補佐体制		区分	病床数
1	群馬県	拠点病院	1か所	-	前橋赤十字病院	総合	555床
2	埼玉県	拠点病院	1か所	様々な病院の医師や保健師、児相職員等の職種から選出された実行委員が研修会等を企画	埼玉県小児医療センター	小児	316床
3	千葉県	拠点病院	1か所	協力病院※1（二次医療圏ごとに設置）が、地域の医療機関や関係機関からの相談に対応	千葉県こども病院	小児	218床
4	岐阜県	拠点病院	1か所	地域中核医療機関※1（二次医療圏ごとに設置）が、地域の医療機関や関係機関からの相談に対応	岐阜県総合医療センター	総合	620床
5	静岡県	拠点病院	1か所	-	静岡県立こども病院	小児	279床
6	愛知県	拠点病院	1か所	-	あいち小児保健医療総合センター	小児	200床
7	兵庫県	拠点病院	1か所	地域拠点病院14か所※1が、地域の医療機関や関係機関からの相談に対応	兵庫県立尼崎総合医療センター	総合	730床
8	香川県	拠点病院	1か所	-	四国こどもとおとなの医療センター	総合	667床
9	愛媛県	拠点病院 ※2	2か所	地域拠点病院5か所※1が、地域の医療機関や関係機関からの相談に対応	愛媛県立中央病院	総合	827床
					松山赤十字病院	総合	585床
10	福岡県	拠点病院	2か所	-	飯塚病院	総合	1,048床
					聖マリア病院	総合	1,097床
11	仙台市	拠点病院	1か所	-	仙台市立病院	総合	525床
12	川崎市	拠点病院	1か所	K-CAP（市内12病院と児相の連携ネットワーク）にて地域医療機関への助言等を実施	聖マリアンナ医科大学病院	総合	955床
13	北九州市	拠点病院	1か所	-	北九州市立八幡病院	総合	350床
14	大阪府	拠点病院	2か所	-	-	-	-

※1本事業における拠点病院とは別に、独自で設定した、地域の医療機関の中で核となる役割を果たす医療機関
 ※2本事業の事業費は活用せずに、本事業の事務は県医師会が担っている

(3) 本事業の実施内容

本事業においては、図表7のアからエに掲げる事業の実施が定められている。そのため、本事業の実施に内容については、アからエの項目に沿って記載する。

図表7 本事業の実施要綱に定められた実施内容（一部抜粋）

【児童虐待防止医療ネットワーク事業】

都道府県及び指定都市は、アからエまでに掲げる事業を実施するものとする。

ア. 児童虐待専門コーディネーターの配置

都道府県及び指定都市の中核的な小児救急病院等に児童虐待専門コーディネーター（児童虐待の専門知識を有する医療ソーシャルワーカー（MSW）等）を配置し、院内及び地域の関係者との連絡・調整を行う。

イ. 児童虐待対応に関する相談への助言等

地域の医療機関からの児童虐待対応に関する相談に対し助言する。救急搬送での対応事例について、地域の医療機関に情報提供する。

ウ. 児童虐待対応向上のための教育研修

地域の医療機関の医師等を対象に、児童虐待対応ができる体制整備のための教育研修を実施する。

エ. 拠点病院における児童虐待対応体制の整備

児童虐待専門コーディネーターを中心として、院内に児童虐待対策委員会を設置し、医学的所見や本人や保護者等の情報等を共有し、対応方針・役割分担を決定するなど、児童虐待対応体制を整備し、児童虐待対応マニュアルなどを作成する。

平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」より抜粋

ア) 児童虐待専門コーディネーターの配置

本事業では、拠点病院に児童虐待に児童虐待専門コーディネーター（児童虐待の専門知識を有する医療ソーシャルワーカー（MSW）等）を配置し、院内及び地域の関係者との連絡・調整を行うことと定められている。

本事業を実施している自治体の多くは専任でMSWを1人配置していたが、一部自治体では兼任のMSWのほか、兼任の看護師や事務職を配置するなど、コーディネーターを複数人配置していた（図表8）。

イ) 児童虐待対応に関する相談への助言等

本事業を実施する全ての自治体の拠点病院にて、地域の医療機関からの児童虐待対応に関する相談への助言活動を行っており、一部の自治体では拠点病院に自治体内の医療機関からの相談対応専用ダイヤルの設置等、専用の窓口を設置し、対応を行っていた。なお、図表8に記載の令和4年度助言件数については、件数の計上方法と計上内容が拠点病院によって異なっているため、一律比較することはできないが参考値として掲載する。

図表 8 本事業の実施内容

1. 児童虐待コーディネーターの配置／2. 児童虐待対応に関する相談への助言等

#	自治体	拠点病院名	①児童虐待専門コーディネーターの配置		②地域医療機関からの児童虐待対応に関する相談への助言等	
			職種	人員配置	助言件数 (令和4年度)	助言等に関する追加的な取組
1	群馬県	前橋赤十字病院	MSW	専任1名	17件	－
2	埼玉県	埼玉県小児医療センター	MSW	専任1名	7件	－
3	千葉県	千葉県こども病院	MSW	専任1名	2,872件※1	－
4	岐阜県	岐阜県総合医療センター	MSW	兼任1名	12件	－
5	静岡県	静岡県立こども病院	MSW	専任1名	82件	相談専用ダイヤル設置、相談専用の様式の作成し、医師会を通じて県内全医療機関に配布
6	愛知県	あいち小児保健医療総合センター	MSW	専任1名	5件	－
7	兵庫県	兵庫県立尼崎総合医療センター	MSW	専任1名	31件	－
8	香川県	四国こどもとよとの医療センター	MSW	専任1名	30件※1	－
9	愛媛県	愛媛県立中央病院	看護師	兼任1名	1件	拠点病院など相談対応機関の連絡先を一覧化し、医師会を通じて県内全医療機関に配布
		松山赤十字病院	看護師	兼任1名		
10	福岡県	飯塚病院	事務（保育士）	専任1名	601件※1	地域医療機関（小児科）を個別訪問し、事例に関する情報提供
		聖マリア病院	MSW、看護師	兼任各1名		
11	仙台市	仙台市立病院	MSW	兼任1名	20件※1	CPT設置検討中の医療機関からの視察受入れ
12	川崎市	聖マリアンナ医科大学病院	MSW、事務	兼任各1名	136件※2	－
13	北九州市	北九州市立八幡病院	看護師	専任1名	91件※1	－
14	大阪府	－	MSW	専任1名	48件※3	－

※1 コーディネーターにて対応した関連相談件数の総数であり、地域医療機関以外からの相談件数、院内で発生したケースへの対応件数も含まれる。
 ※2拠点病院以外の中核病院での対応件数も含まれる ※3平成29年から令和元年までの地域医療機関からの相談件数

ウ) 児童虐待対応向上のための教育研修

児童虐待対応力向上のための教育研修としては、図表9の通りBEAMS研修¹やRIFCAR研修²など虐待対応研修プログラムのほか、拠点病院にて取り扱ったケースの紹介や模擬事例検討会、虐待に関連するテーマの講演会など、様々な研修が実施されていた。

また、研修会への参加者は地域の医療機関の医療従事者を中心としつつ、児童相談所や市町村、保育所や幼稚園、公立小中学校などの教育機関、警察、検察など虐待対応に携わる地域関係機関に広く参加を呼び掛けている自治体もあった。

図表 9 本事業の実施内容

3. 児童虐待対応向上のための教育研修

#	自治体	拠点病院名	③児童虐待対応力向上のための教育研修	
			実施内容・回数(令和4年度)	主な参加機関・参加者
1	群馬県	前橋赤十字病院	BEAMS※1研修等オンライン研修2回、RIFCR※2研修2回、虐待対応力向上のためのシンポジウム/性暴力被害時診察講習会各1回	医療機関、児相、県警、検察、教育機関等
2	埼玉県	埼玉県小児医療センター	事例検討や医療機関の取組を紹介(3回)	医療機関、児相、保健センター、県警、教育委員会等
3	千葉県	千葉県こども病院	困難事例の検討を行う研究会(2回)	医療機関、警察、弁護士等
4	岐阜県	岐阜県総合医療センター	BEAMS研修(4回)	医療機関、市町村、教育委員会、消防署等
5	静岡県	静岡県立こども病院	本事業を紹介する研修(3回)	医療機関(医師、MSW)
6	愛知県	あいち小児保健医療総合センター	BEAMSや保護者のメンタルヘルスに関する講習(1回)	医療機関、児相、市町村等
7	兵庫県	兵庫県立尼崎総合医療センター	BEAMS、RIFCR等の研修及び、非行や発達障害、被虐待児のトラウマケア等のテーマを扱う児童福祉勉強会(18回)	医療機関、児相、SW、警察、検察、教員等
8	香川県	四国こどもととなの医療センター	BEAMS、AHT診断、多職種連携等をテーマに4回/CPT設置検討中の医療機関に個別研修やマニュアルへの助言	医療機関、児相、警察等
9	愛媛県	愛媛県立中央病院 松山赤十字病院	研修会や模擬事例検討会(1回)	医療機関、児相、市町村等
10	福岡県	飯塚病院 聖マリア病院	BEAMS等の研修(2回) 医療機関と行政機関の合同事例検討会を開催(2回)	医療機関 医療機関、行政
11	仙台市	仙台市立病院	BEAMS1回/講演会1回	BEAMS：医療機関 講演会：医療機関、児相、警察、検察等
12	川崎市	聖マリアンナ医科大学病院	BEAMS(Stage1を3回、Stage2を2回)/ 系統的全身診察研修1回	BEAMS：医療機関、教育機関、行政 系統的全身診察研修：市内12医療機関
13	北九州市	北九州市立八幡病院	虐待対応に関する研修及び講演(3回)	医療機関
14	大阪府	-		

¹ 日本子ども虐待医学会が開発した、医療機関向け虐待対応プログラム

² アメリカのこども虐待評価・研修センターが開発した虐待対応プログラム

エ) 拠点病院における児童虐待対応体制の整備

全ての自治体の拠点病院にてCPT³が設置され、院内の児童虐待対応マニュアルを作成し、定例会を実施するほか、院内で発見された虐待（疑いを含む）ケースに関する対応検討会議が実施されていた（図表10）。

なお、本事業の拠点病院は全て、病院により違いはあるものの本事業実施以前から児童虐待対応に取り組んでいた。本事業開始以前からCPT等院内の児童虐待対応体制が整備されているところもあり、本事業の受託を機に、院内で虐待疑いケースを発見した際の連絡先をコーディネーターに一本化する等、院内の連絡体制の再整備が図った拠点病院もあった。

図表 10 本事業の実施内容

4. 拠点病院における児童虐待対応体制の整備

#	自治体	拠点病院名	事業開始年	④拠点病院における虐待対応体制の整備			
				CPT設置年	CPT委員長（診療科）	定例会※1（令和4年度）	その他の取組
1	群馬県	前橋赤十字病院	H27	H12	小児科	年3回	-
2	埼玉県	埼玉県小児医療センター	H28	H15	外科	週1回	-
3	千葉県	千葉県こども病院	H27	H12	小児科	年1回	事例検討部会月1回
4	岐阜県	岐阜県総合医療センター	H31	H31※2	小児科	年3回	事例検討会年1回
5	静岡県	静岡県立こども病院	R4	H16	脳神経外科	年11回	本事業に関する研修会年1回
6	愛知県	あいち小児保健医療総合センター	H25	H13	心療科	年6回	-
7	兵庫県	兵庫県立尼崎総合医療センター	H29	H27※3	小児科	年9回	-
8	香川県	四国こどもとおとなの医療センター	H25	H21※2	小児科	月1回	院内の連携向上を目的に、小児科の病棟にリンクナース※4を9名を配置
9	愛媛県	愛媛県立中央病院	R2	H25頃	小児科	月1回	-
		松山赤十字病院		H22	小児科	月1回	-
10	福岡県	飯塚病院	H25	H18	小児科	年4回	院内月報にて取組発信
		聖マリア病院		H29※2	小児科	年6回	外部講師による講演会年1回
11	仙台市	仙台市立病院	H26	H20	小児科兼救急科	年2回	-
12	川崎市	聖マリアンナ医科大学病院	R2	H13	小児科	年5回	-
13	北九州市	北九州市立八幡病院	H26	H20	小児科	週1回	-
14	大阪府	-	H29	-	-	-	-

※1 定期的な会議開催の回数。虐待ケース発生時の緊急対応会議など臨時で実施されている会議の回数は含まれていない。※2 CPTが設置される以前から、虐待対応を行う組織は存在。
 ※3 前身となる医療機関にて、以前から虐待対応に取り組む。 ※4 院内の子育てをサポートする委員会と病棟看護師をつなぐ役割を持つ看護師。

³ Child Protection Team（医療機関ならびに行政機関のための病院内子ども虐待対応組織）の略。

オ) その他の取組

本事業実施自治体では、本事業の実施要綱に定められたア～エほか、独自の取組も行われていた。

具体的には、図表11のような取組を行う自治体があった。

- ・拠点病院と自治体内の主要な医療機関の会議体を組成し、地域の医療機関の虐待対応力向上に向けた検討を実施
- ・拠点病院と地域のその他関係機関（市町村や児童相談所、警察、検察等）の会議体を組成し、地域全体の虐待対応力向上に向けた検討を実施
- ・児童虐待対応のためのマニュアルを作成し、地域の医療機関へ配布 等

図表 11 本事業の実施内容

5. その他の取組

#	自治体	拠点病院名	⑤その他の取組
1	群馬県	前橋赤十字病院	個別ケースの情報連携強化を目的に、コーディネーター、児童虐待防止医療アドバイザー※1、児相で意見交換会を開催（令和5年度は月1回）。
2	埼玉県	埼玉県小児医療センター	県内病院の医師や自治体の保健師、児相職員等様々な職種のメンバーからなる実行委員会を組成し、研修計画の立案や事例共有を実施（年2回）。
3	千葉県	千葉県こども病院	拠点病院と二次医療圏ごとに設置された県独自の協力病院の会議を年4回開催し、困難事例等を共有/児童虐待対応パンフレットを作成・医師会を通じて配布。
4	岐阜県	岐阜県総合医療センター	拠点病院、二次医療圏ごとに設置された地域の中核医療機関（小児科部長、MSW）、児相等による会議を年3回開催し、事業実施報告や議論を実施。
5	静岡県	静岡県立こども病院	県内の医療機関に対してアンケートを実施し、CPTの設置意向などについて詳細な情報を収集。
6	愛知県	あいち小児保健医療総合センター	医療機関30カ所のMSWを中心とする連絡会、医療機関20カ所の小児科部長を中心とする推進会を開催し、事例共有やマニュアル（病院編、診療所編、事例集、早期対応・予防編）の作成等を実施。
7	兵庫県	兵庫県立尼崎総合医療センター	警察、検察、児童相談所、病院の4者で事例検討会を年2回実施。
8	香川県	四国こどもとおとなの医療センター	近隣地域との育児支援ネットワーク会議を月1回開催。 児童虐待マニュアル等を作成し、医療機関及び関係機関に配布。
9	愛媛県	愛媛県立中央病院 松山赤十字病院	拠点病院と中央児童相談所のケース検討会議を年4回程度実施し、事例に関する検討や情報共有を実施。 本事業の会議を年3回開催。事前の打ち合わせ会議を拠点病院と県職員のコアメンバーで実施し、研修の報告や次年度計画の立案、今後の研修内容の相談やマニュアル作成・修正を議論。
10	福岡県	飯塚病院 聖マリア病院	虐待対応に関するパンフレットを作成し、医師会等を通じて配布。
11	仙台市	仙台市立病院	市内医療機関のMSW、市保健師、児相による意見交換会を年1回開催。
12	川崎市	聖マリアンナ医科大学病院	K-CAPの運営会議を年3回実施し、地域医療機関への助言活動に関する検討を行うほか、個別ケースを検討するMSW部会等を開催。
13	北九州市	北九州市立八幡病院	警察や検察、行政が参加する事例検討会を月1回開催。
14	大阪府	-	救急告示医療機関の認定要件として、CPTの設置等院内整備を設定。

※1 児童虐待防止医療アドバイザー制度。児童相談所は、児童虐待防止医療アドバイザー（専門的な知識や経験を有する小児科医）の助言を受けることができる。

(4) 本事業の成果・課題

1) 本事業の成果

本事業の実施による成果として、本事業実施主体である自治体からは、拠点病院が地域関係機関への研修や助言、情報連携等を実施したことにより、地域の医療機関の児童虐待対応力が向上したという声があげられた。また、地域の医療機関の児童虐待対応力向上が、医療機関からの通告件数が増加という形で、定量的な成果としてあらわれたという声もあげられた（図表12）。

その他にも、拠点病院に専任のコーディネーターが設置され、地域のその他関係機関との連絡・調整も担ったことにより、医療機関と地域のその他関係機関との連携が強化され、情報共有が円滑化し、対応のスピード・質が向上したことも成果としてあげられた。

本事業の委託先である拠点病院からも、地域の医療機関全体の虐待対応力の向上、拠点病院と関係機関との連携の円滑化など、概ね自治体と同様の事項が本事業の実施による成果としてあがった。

2) 本事業の課題

大規模な病院等を中心に児童虐待対応力は徐々に上がってきているものの、子どもと最初に接点を持つ診療所など小規模な医療機関まで本事業が浸透しておらず、地域の医療機関への啓発が十分ではないことが課題として認識されていた。その関連として、虐待対応の負担が拠点病院に一極集中していることを課題としてあげる自治体もあった（図表12）。

また、その他にも拠点病院・地域の医療機関と行政機関（児童相談所、市町村）を含めた地域の関係機関との更なる連携強化が課題として挙げられた。

図表 12 本事業の成果及び課題

#	自治体	拠点病院名	成果	課題
1	群馬県	前橋赤十字病院	地域全体の虐待対応力が向上/ 拠点機関と地域の関係機関の連携強化	診療所など地域の医療機関の本事業の認知度不足
2	埼玉県	埼玉小児医療センター	地域の医療機関からの通告件数が増加	一部の医師への負担の偏り
3	千葉県	千葉県こども病院	地域の医療機関の虐待対応力向上/ 拠点病院を中心に地域全体の虐待対応ネットワーク構築	本事業の定量的な評価が困難
4	岐阜県	岐阜県総合医療センター	地域の医療機関の虐待対応力向上	拠点病院への負担の偏り
5	静岡県	静岡県立こども病院	地域の医療機関の虐待対応意識向上により、 拠点病院への相談件数が増加	二次医療圏ごとに児童虐待対応の中核を担える 医療機関の育成が必要
6	愛知県	あいち小児保健医療総合センター	地域の医療機関の虐待対応力向上により、 拠点病院への相談件数が減少	拠点病院を中心とした地域全体の虐待対応ネットワークの更 なる強化（特に児童相談所など関係機関との連携強化）
7	兵庫県	兵庫県立尼崎総合医療センター	地域の医療機関の虐待対応力向上/ 拠点機関と地域の関係機関の連携強化	中核を担う医師の更なる育成/ 本事業の定量的な評価が困難
8	香川県	四国こどもとおとなの医療センター	重篤事案の減少/ 拠点機関と地域関係機関の連携強化	事業継続のための新たな施策検討が必要/ 虐待予防に向けた市町村との更なる連携強化
9	愛媛県	愛媛県立中央病院 松山赤十字病院	二次医療圏ごとの虐待対応体制整備が進み、 県全体として虐待対応力が向上	拠点病院への負担の偏り
10	福岡県	飯塚病院 聖マリア病院	院内での虐待対応ケース数が大幅に増加 拠点機関と地域の関係機関の連携強化	診療所など地域の医療機関の虐待対応体制整備が必要/ 関係機関（特に市町村）との更なる情報連携強化
11	仙台市	仙台市立病院	拠点機関と地域の関係機関の連携強化	拠点病院への負担の偏り/関係機関間の連携の 仕組み化が必要（定例会の開催等）
12	川崎市	聖マリアン科科大学病院	K-CAP参加医療機関を中心に虐待対応力が向上	診療所などK-CAPに参加していない地域の医療機関の 対応力向上/本事業の定量的な評価が困難
13	北九州市	北九州市立八幡病院	地域全体の虐待対応力向上により、地域の医療機関、 関係機関から拠点病院への相談件数増加	地域の関係機関との連携強化
14	大阪府	-	府内の全救急告示医療機関が関係機関との連携窓口を 設置した上で、院内対応体制※1の整備を完了	地域の医療機関と地域の関係機関と連携強化

2-2 未実施自治体における調査結果

(1) 本事業を実施していない理由

本事業を実施していない理由としてヒアリングを実施した自治体からは、本事業を実施したいが、県として拠点病院の委託先となりうる病院が把握できていないため実施できない、既に本事業以外の形で医療機関間・医療機関とその他地域関係機関のネットワークが形成されているため、本事業を実施する必要性が低い、などがあげられた。

また、本事業を実施する必要性が低いと回答した自治体からは、既に県内の児童相談所が個々に地域の医療機関の連携体制を構築しているため、現時点で県にて1か所の拠点病院を指定することは難しいとの意見もあがった。

(2) 本事業に類似する虐待対応に関する取組状況

既に本事業以外の形で医療機関間のネットワークが形成されていた自治体では、地域の主要医療機関が定期的集まる会議体が形成されており、地域の医療機関のCPT運用や事例対応の標準化、事例の共有など、地域の医療機関全体の虐待対応力向上に向けた検討が行われていた。また、一部自治体では自治体主催で、医療機関を対象とした研修（BEAMS研修等）も実施されていた。

いずれの自治体においても、本事業の拠点病院のように1か所中核的な医療機関を設定するのではなく、ネットワークに参加する医療機関が持ち回りで会議を開催する等、複数医療機関による運営がなされていた。

なお、本事業に類似する取組が実施されていた4自治体のうち、2自治体では自治体の事業として実施されていた。

3. ヒアリング調査の結果詳細（実施自治体）

3-1 群馬県/前橋赤十字病院

実施自治体 | 1. 群馬県/前橋赤十字病院

【基本情報】群馬県/前橋赤十字病院



面積・人口情報	
面積	6,362km ²
人口（令和5年1月1日時点）※1	1,930,976人
世帯数（令和5年1月1日時点）※1	872,782世帯
出生数・率（令和4年1月1日～12月31日）※2	10,688人・5.8%
15歳未満児童数（令和5年1月1日時点）※1	218,768人

児童虐待関連の統計情報（令和4年度）		
児童虐待相談・ 通告対応件数 (児童相談所)	虐待通告対応件数	1,835
	医療機関経由の虐待通告 対応件数	51
児童虐待相談・ 通告対応件数 (市区町村)	虐待通告対応件数	1,100
	医療機関経由の虐待通告 対応件数	7

※1 総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数
令和4年（1月1日）から同年12月31日まで

※2 厚生労働省 令和4年（2022）人口動態統計（確定数） 第3表-1、2

医療資源情報（令和5年10月1日時点）	
病院数	127か所
小児科を標榜する施設数	39か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	17か所
救急指定病院数	74か所
一般診療所数	1,586か所
小児科を標榜する施設数	369か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	55か所
養育支援体制加算の届け出医療機関数	9か所

拠点病院情報（令和4年7月1日時点）	
拠点病院	前橋赤十字病院
病床数	555床 内訳：一般病床527床、第二種感染症病床6床、 精神病床22床
診療科目	内科（総合内科）、リウマチ・腎臓内科、血液内科、糖尿病・ 内分泌内科、感染症内科、精神科、神経内科、脳神経外科、呼 吸器内科、呼吸器外科、消化器内科、外科乳がん・内分泌外科、 心臓血管内科、心臓血管外科、小児科、産婦人科、整形外科、 形成・美容外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、放射 線診断科、放射線治療科、麻酔科、リハビリテーション科、歯科 口腔外科、救急科、病理診断科、臨床検査科

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 0

実施自治体 | 1. 群馬県/前橋赤十字病院

群馬県では児童虐待対応向上のための研修やシンポジウムに、医療機関だけでなく児童相談所や警察、検察等も巻き込み、拠点病院を中心に、地域関係機関の連携が強化された。

本事業を開始したきっかけ/経緯
<ul style="list-style-type: none"> 虐待件数の増加傾向を踏まえて、群馬県生活こども部児童福祉・青少年課が平成27年度に本事業を開始した。 当初は群馬大学医学部附属病院を拠点病院としていたが、令和2年に児童虐待防止医療アドバイザー（群馬県独自事業※1）を務める医師が在籍する前橋赤十字病院に拠点病院を移し、現在に至る。
事業内容
<p>【①児童虐待専門コーディネーターの配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 専任のMSWを1名配置し、地域医療機関及び地域関係機関（児童相談所や警察、検察等）との情報連携を推進。 <p>【②地域医療機関からの虐待対応に関する相談への助言等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の医療機関に対し、児童虐待対応に関する相談への助言や、院内及び地域の関係機関との連絡調整を実施（令和4年度は17件対応）。 <p>【③児童虐待対応向上のための教育研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療機関及び地域関係機関を対象に、令和4年度はBEAMS研修※2を含むオンライン研修を8回、RIFCR※3研修を2回実施。その他、虐待対応向上のためのシンポジウム、性暴力被害児診察講習会を年1回実施。 <p>【④拠点病院における児童虐待対応体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> CPT（CAPS委員会）を設置し、年3回定例会にて虐待対応全般について議論する他、ケース発生時に随時会議を実施（令和4年度は25回）。 <p>【⑤その他の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度から4半期に1回程度、コーディネーター、児童虐待防止医療アドバイザー、児童相談所で意見交換会を開催（令和5年度は毎月開催）。

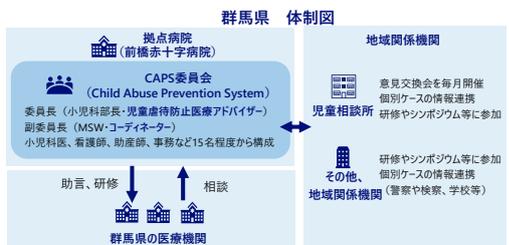
※1 児童虐待防止医療アドバイザー制度。児童相談所は、児童虐待防止医療アドバイザー（専門的な知識や経験を有する小児科医）の助言を受けることができる。

※2 日本子ども虐待医学会が開発した、医療機関向け虐待対応プログラム

※3 アメリカの子ども虐待評価・研修センターが開発した虐待対応プログラム

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 1

	県	拠点病院
成果	<ul style="list-style-type: none"> 拠点病院からの地域関係機関への研修・助言、情報連携等により地域関係機関全体の虐待対応力が向上した。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係者にこまめな声かけを続けた結果、関係機関と相談しやすい関係性が形成された。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 子どもと最初に接する地域医療機関における本事業の認知が十分ではないことに課題を感じている。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修等への地域医療機関の参加数は多いが、実務面での虐待対応力は不十分と感じている。
今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療機関の本事業の認知拡大に向けた更なる普及啓発活動を検討している。 	<ul style="list-style-type: none"> 虐待対応マニュアル改定、チラシ配布、学会発表等による地域医療機関への啓発に注力していきたい。



3-2 埼玉県/埼玉県小児医療センター

実施自治体 | 2. 埼玉県/埼玉県小児医療センター

【基本情報】埼玉県/埼玉県小児医療センター



面積・人口情報

面積	3,797km ²
人口（令和5年1月1日時点）※1	7,381,035人
世帯数（令和5年1月1日時点）※1	3,470,089世帯
出生数・率（令和4年1月1日～12月31日）※2	43,451人・6.1%
15歳未満児童数（令和5年1月1日時点）※1	860,471人

児童虐待関連の統計情報（令和4年度）

児童虐待相談・通告対応件数（児童相談所）	虐待通告対応件数	18,877
	医療機関経由の虐待通告対応件数	273

※1 総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数
令和4年（1月1日）から同年12月31日まで

※2 厚生労働省 令和4年（2022）人口動態統計（確定数） 第3表-1、2

医療資源情報（令和3年10月1日時点）

病院数	343
小児科を標榜する施設数	111
産婦人科・産科を標榜する施設数	34
救急指定病院数	16
一般診療所数	4,470
小児科を標榜する施設数	972
産婦人科・産科を標榜する施設数	111
養育支援体制加算の届け出医療機関数	-

拠点病院情報（令和4年6月22日時点）

拠点病院	埼玉県小児医療センター
病床数	316床
診療科目	総合診療科、新生児科、代謝・内分泌科、消化器・肝臓科、腎臓科、感染免疫・アレルギー科、血液・腫瘍科、遺伝科、循環器科、神経科、精神科、小児外科、移植外科、心臓血管外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、小児歯科、集中治療科、救急診療科、外傷診療科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 0

実施自治体 | 2. 埼玉県/埼玉県小児医療センター

埼玉県では拠点病院を中心に実行委員会を設置。実行委員を幅広い職種から選出したことにより、地域全体として虐待予防の機運が高まり、虐待の早期発見につながっている。

本事業を開始したきっかけ/経緯

- 平成26年度に埼玉県小児医療センターより本事業の開始について提案があったことを受けて、埼玉県福祉部子ども安全課が小児医療センター、実行委員※1とともに検討を開始。
- 平成28年度より埼玉県小児医療センターを拠点病院として本事業が開始した。

事業内容

【①児童虐待専門コーディネーターの配置】

- 専任のSWを1名配置し、県内医療機関や関係機関からの相談に対応。
- 【②地域医療機関からの虐待対応に関する相談への助言等】
- 県内医療機関の児童虐待対応に関する相談に対応（令和4年度は7件）。

【③児童虐待対応向上のための教育研修】

- 研修会を年3回実施し、事例検討や医療機関の取組み紹介等を実施。医療従事者以外にも多くの職種が参加できるよう広報活動を行っており、児童相談所、保健センター、県警、教育委員会等幅広い関係機関から約300名が参加。

【④拠点病院における児童虐待対応体制の整備】

- CAAT（Child Abuse Action Team）※2にて週1回定例会を実施し、院内ケースや関係機関から相談があったケースなどに対応。（令和4年度は84件）
- 院内の全職員向けに年2回研修会を実施。

【⑤その他の取組み】

- 本事業の実行委員を34名選出し、実行委員会を年2回開催。実行委員は県内の様々な医療機関の医師や看護師、県児童福祉主管課職員、児童相談所職員等様々な職種から選出されており、事業計画の立案や事例共有等を実施。
- 虐待に関するセカンドオピニオンの依頼に対し、放射線科医や脳外科医、整形外科医などが対応（必要に応じて、実行委員会にて協議）。

※1 県内の様々な病院の医師や看護師、児童相談所職員等様々な職種から選出されたメンバー。本事業開始後もネットワーク会議の実行委員として活動。
※2 埼玉県小児医療センターのCPT組織

本事業の成果・課題・今後の展望

	県	拠点病院
成果	・通告すべきか迷ったらコーディネーターに相談すれば良いという意識が形成されてきたことにより、医療機関からの通告件数が増加した。	・幅広い職種の巻き込みにより、地域全体に虐待予防の重要性が共有され、早期発見につながっている。 ・コーディネーターが児童相談所から相談を受けた際に適切な地域の医療機関を紹介可能となった。
課題	・熱意のある先生への負担の偏りに課題を感じている。	・情報連携の円滑化等の成果の定量評価が難しく、目に見える形で成果が示づらい。
今後の展望	・地域ごと、職種ごとの役割分担の明確化し、組織的に対応できるようにしていきたい。	・地域ごとに特性があるため、それぞれの地域に適した多様な連携の形を検討していきたい。



Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 1

3-3 千葉県/千葉県こども病院

実施自治体 | 3. 千葉県/千葉県こども病院

【基本情報】千葉県/千葉県こども病院



拠点病院所在地
(千葉県こども病院)

面積・人口情報	
面積	5,157km ²
人口(令和5年1月1日時点)※1	6,310,075人
世帯数(令和5年1月1日時点)※1	3,023,394世帯
出生数・率(令和4年1月1日～12月31日)※2	36,966人・6.1%
15歳未満児童数(令和4年4月1日時点)※1	727,580人

児童虐待関連の統計情報(令和3年度)		
児童虐待相談・ 通告対応件数 (児童相談所)	虐待通告対応件数	9,593
	医療機関経由の虐待通告 対応件数	217
児童虐待相談・ 通告対応件数 (市区町村)	虐待通告対応件数	11,312
	医療機関経由の虐待通告 対応件数	198

※1 総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数
令和4年(1月1日)から同年12月31日まで

※2 厚生労働省 令和4年(2022)人口動態統計(確定数) 第3表-1、2

医療資源情報(令和4年10月1日時点) ※は令和2年10月1日時点	
病院数	290か所
小児科を標榜する施設数	102か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	45か所
救急指定病院数	145か所
一般診療所数	3,939か所
小児科を標榜する施設数	774か所 ※
産婦人科・産科を標榜する施設数	117か所 ※
養育支援体制加算の届け出医療機関数	-か所

拠点病院情報(令和5年4月1日時点)	
拠点病院	千葉県こども病院
病床数	218床
診療科目	<ul style="list-style-type: none"> 内科系：感染症科、内分泌科、代謝科、血液・腫瘍科、遺伝科、腎臓科、アレルギー・膠原病科、循環器内科、神経内科、精神科、小児救急総合診療科 外科系：小児外科、整形外科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科、形成外科、泌尿器科、心臓血管外科、歯科、皮膚科 周産期センター：新生児・未熟児科、産科 中央診療部門：麻酔科、リハビリテーション科、集中治療科、放射線治療科、放射線診断科、病理診断科

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. **NRI** 0

実施自治体 | 3. 千葉県/千葉県こども病院

千葉県では拠点病院だけでなく、協力病院の対応力も向上しており、地域ごとの部会も開催。今後は事業成果の数値化や、長期支援実現に向け他診療科も含めた連携強化を目指す。

本事業を開始したきっかけ/経緯
<ul style="list-style-type: none"> 医療機関と児童相談所の効果的な情報連携の実現を目的とし、平成23年より千葉県健康福祉部児童家庭課にて、千葉県こども病院と共に本事業の実施に向けた検討を行い、平成27年に本事業を開始。 千葉県こども病院は、本事業開始以前より県内医療機関と児童相談所と困難事例の相談を行う研究会を主催していたため、拠点病院として委託をした。

事業内容
<p>【①児童虐待専門コーディネーターの配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 拠点病院にMSWを1名専任で配置。 <p>【②地域医療機関からの虐待対応に関する相談への助言等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所、医療機関、市町村(児童福祉担当部署)などから虐待ケースへの対応方法の相談を受けている(令和4年度は2,872件※1)。 <p>【③児童虐待対応向上のための教育研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> 千葉県児童虐待防止研修会を年2回開催。医療従事者を対象としているが、弁護士や検察なども参加。BEAMSや拠点病院の対応事例紹介などを実施。 <p>【④拠点病院における児童虐待対応体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会を年1回開催するほか、院内児童虐待事例検討部会を毎月開催し、院内事例及びこども病院が関わりを持った虐待事例(疑い含む)に対し、円滑かつ適切な対応方法や再発防止策を検討。 <p>【⑤その他の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年から実施していた児童相談所と医療機関で研修や困難事例相談を行う研究会を、県全体の地域連携会議に発展させ、拠点病院と協力病院の間で年4回開催。その他、協力病院ごとに地区部会を開催。 研究会にて児童虐待対応の冊子を作成し、医師会の全会員向けに配布。

※1 千葉県こども病院のMSWにて対応した虐待関連相談件数の総数であり、地域医療機関以外からの相談件数も含まれる。

本事業の成果・課題・今後の展望		
	県	拠点病院
成果	<ul style="list-style-type: none"> 拠点病院を中心に、県内の医療機関の虐待対応への意識が非常に高まり、ネットワークの強化に貢献している。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究会や要対協等への参加により各医療機関の知見が蓄積し、対応力向上につながった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 大規模病院だけでなく、地域の医療機関においても児童虐待対応への理解を深めてもらう必要を感じている。 	<ul style="list-style-type: none"> 定量的な事業評価指標設定が難しく、わかりやすい形で成果を見せづらいうことに課題を感じている。
今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> 医療と児童福祉の連携強化のために事業を継続していきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 成果の定量評価、長期支援を実現する要対協での連携、他診療科との連携を進めたい。



Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. **NRI** 1

3-4 岐阜県/岐阜県総合医療センター

実施自治体 | 4. 岐阜県/岐阜県総合医療センター

【基本情報】岐阜県/岐阜県総合医療センター



面積・人口情報	
面積	10,620km ²
人口（令和5年1月1日時点）※1	1,982,294人
世帯数（令和5年1月1日時点）※1	846,707世帯
出生数・率（令和4年1月1日～12月31日）※2	11,124人・5.9%
15歳未満児童数（令和4年4月1日時点）※1	234,545人

医療資源情報（令和5年10月1日時点）	
病院数	95か所
小児科を標榜する施設数	49か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	26か所
救急指定病院数	62か所
一般診療所数	1,645か所
小児科を標榜する施設数	580か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	52か所
養育支援体制加算の届け出医療機関数	6か所

児童虐待関連の統計情報（令和4年度）		
児童虐待相談・通告対応件数（児童相談所）	虐待通告対応件数	2,684
	医療機関経由の虐待通告対応件数	47
児童虐待相談・通告対応件数（市区町村）	虐待通告対応件数	1,739
	医療機関経由の虐待通告対応件数	12

拠点病院情報（令和4年7月1日時点）	
拠点病院	岐阜県総合医療センター
病床数	620床
診療科目	内科・総合診療科・リウマチ膠原病科、糖尿病・内分泌内科、循環器内科、腎臓内科、消化器内科、血液内科、脳神経内科、呼吸器内科、精神科、遺伝子診療科、外科、乳腺外科、心臓血管外科、胸部外科、呼吸器外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、婦人科・産婦人科、泌尿器科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、麻酔科、歯科口腔外科、放射線診断科、放射線治療科、小児科、小児循環器科、腎臓・新生児内科、小児心臓・脳神経外科、小児外科、小児麻酔科、小児療育内科、救急科、集中治療部、感染症内科、総合外来部、中央手術部、人工透析部、輸血部

※1 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」令和4年（1月1日から同年12月31日まで）

※2 厚生労働省「令和4年（2022）人口動態統計（確定数）」第3表-1、2

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 0

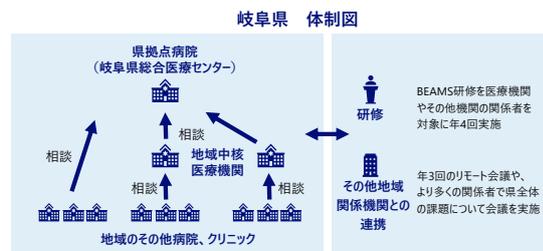
実施自治体 | 4. 岐阜県/岐阜県総合医療センター

岐阜県は面積が広いので、拠点病院に加え、各二次医療圏に地域中核医療機関を設定。拠点病院にて音頭取り、二次医療圏ごとの虐待対応体制整備が進められている。

本事業を開始したきっかけ/経緯
<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県健康福祉部子ども・女性家庭子ども家庭課が、岐阜県総合医療センターより本事業の実施について打診を受けたことをきっかけとして本事業の検討を行い、平成31年より本事業を開始。

本事業の成果・課題・今後の展望		
	県	拠点病院
成果	<ul style="list-style-type: none"> 地域中核医療機関を中心に、虐待対応に対する熱意、対応力が向上した。 	<ul style="list-style-type: none"> 二次医療圏ごとの虐待対応体制整備が進み、県全体として虐待対応力も向上した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 二次医療圏ごとに体制整備を進めているが、最終的に虐待事例の対応については、拠点病院に集中してしまい、負担が偏っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 予算不足により専任のMSWを設置できていない。
今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> BEAMS（Stage1）修了者が増えてきたため、より高度な研修について検討したい。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の状況に即した虐待対応体制が整備できるよう、二次医療圏ごとの研修会実施等、地域ごとの取組みを推進していきたい。

事業内容
<p>【①児童虐待専門コーディネーターの配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 拠点病院にMSWを1名兼任で配置。 <p>【②地域医療機関からの虐待対応に関する相談への助言等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療機関からの虐待対応に関する相談に対応（令和4年度は12件）。 <p>【③児童虐待対応向上のための教育研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待対応向上のためのBEAMS研修を4回実施。県内の全医療機関、k県健康福祉部、児童相談所、市町村、教育委員会、警察、消防署等に郵送にて研修会の案内を送付しており、医療従事者以外の関係者も含め合計約300名が参加（令和4年度）。 <p>【④拠点病院における児童虐待対応体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待予防委員会※1を設置し、年3回定例会を実施するほか、事例検討会や研修会（BEAMS）を年1回開催。 <p>【⑤その他の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域中核医療機関※2の小児科部長及びMSW、児童相談所、その他関係機関による連携会議を年3回開催。研修会の実施報告、医療機関での相談件数の報告、虐待対応に関する課題の議論等を実施。 連携会議のコアメンバー（15名）にてワーキンググループを組成し、研修企画など本事業の運営に関する会議を実施。



※1 岐阜県総合医療センターのCPT組織。 ※2 小児医療において各二次医療圏内で中心的な役割を担っている医療機関。

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 1

3-5 静岡県/静岡県立こども病院

実施自治体 | 5. 静岡県/静岡県立こども病院

【基本情報】静岡県/静岡県立こども病院



面積・人口情報	
面積	7,777km ²
人口（令和5年1月1日時点）※1	3,575,454人
世帯数（令和5年1月1日時点）※1	1,483,472世帯
出生数・率（令和4年1月1日～12月31日）※2	20,575人・5.9%
15歳未満児童数（令和5年1月1日時点）※1	438,723人

医療資源情報（令和5年10月1日時点）	
病院数	170か所
小児科を標榜する施設数	54か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	34か所
救急指定病院数	75か所
一般診療所数	2,154か所
小児科を標榜する施設数	408か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	89か所
養育支援体制加算の届け出医療機関数	-

児童虐待関連の統計情報（令和4年度）		
児童虐待相談・ 通告対応件数 （児童相談所）	虐待通告対応件数	2,054
	医療機関経由の虐待通行対応件数	55

拠点病院情報（令和4年11月28日時点）	
拠点病院	静岡県立こども病院
病床数	279床
診療科目	総合診療科、小児科、小児救急科、小児感染症科、腎臓内科、神経科、免疫アレルギー科、内分泌科、糖尿病・代謝内科、臨床検査科、産科、新生児科、小児外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、集中治療科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚科、歯科、病理診断科、リハビリ科、麻酔科、放射線科、発達小児科、こころの診療科 総合診療センター、小児救急医療センター、成人移行・診療センター、集中治療センター、小児がんセンター、ゲノム医療センター、周産期母子医療センター、循環器センター、脊椎診療センター、血友病診療センター、IVRセンター

※1 総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数
令和4年（1月1日から同年12月31日まで）

※2 厚生労働省 令和4年（2022）人口動態統計（確定数） 第3表-1、2

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. **NRI** 0

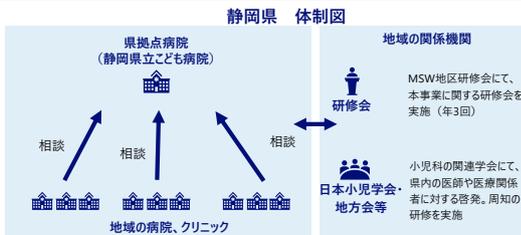
実施自治体 | 5. 静岡県/静岡県立こども病院

静岡県では、本事業を通じて電話やFAXなど様々な方法で相談が増加し、研修等の成果を發揮している。今後は各地域の虐待対応力を向上させ、地域の協力病院整備を目指す。

本事業を開始したきっかけ/経緯
<ul style="list-style-type: none"> 県が本事業を検討した際、院内で深刻な虐待重篤ケースが多く、件数も増加していた現拠点病院からの提案もあったことから、令和4年に予算化。 以前県のこども課職員が現拠点病院に出向しており、病院からの提案を県に上げやすい環境があったことも、事業開始につながったきっかけとなっている。

本事業の成果・課題・今後の取組み意向		
	県	拠点病院
成果	<ul style="list-style-type: none"> 研修等の成果もあり、医療機関から虐待が重篤化する前の通告が増加。 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業で直通の相談窓口を設けたことで、直接電話の相談が増加。 医師会の広報誌にFAXの相談票を掲載しており、FAX相談も増加。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 通告までに院内で踏むべき意思決定や手順を医療機関が十分認識できておらず、周知も不十分。 当事業の医療機関における認知度が低い。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域レベルでの虐待対応力向上が課題。虐待ケースを拠点病院のみで扱うと負担も大きいので、地域への教育や研修が必要。
今後の展望	-	<ul style="list-style-type: none"> 地域の虐待対応力を上げ、医療圏に1か所ずつ相談ができる協力病院を確立したい。

事業内容
<p>【①児童虐待専門コーディネーターの配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 拠点病院に兼任のMSWを3名、専任の事務スタッフを1名配置。専任の事務スタッフが相談窓口を担当し、統計など報告のための資料整理なども行う。 <p>【②地域医療機関からの虐待対応に関する相談への助言等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関向けの相談窓口（相談専用番号）を設置し、虐待事案について地域医療機関からの相談を受け付け、医師等が助言を実施（令和4年度は82件対応）。 <p>【③児童虐待対応向上のための教育研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内各地域のMSW地区研修会にて、本事業に関する研修を年3回実施。 日本小児科学会静岡地方会において、県内の医師や医療関係者に対して本事業の必要性などに関する周知・研修を過去に実施。 <p>【④拠点病院における児童虐待対応体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 院内虐待対策委員会を年11回実施し、事業に関する院内の研修会も年1回実施。 <p>【⑤その他の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の医療機関に対してアンケートを実施し、CPTの設置意向などについて詳細な情報を収集。CPT設置に動いている医療機関に対し、講演なども実施。

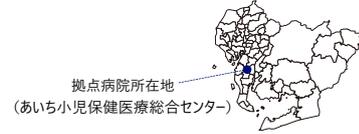


Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. **NRI** 1

3-6 愛知県/あいち小児保健医療総合センター

実施自治体 | 6. 愛知県/あいち小児保健医療総合センター

【基本情報】愛知県/あいち小児保健医療総合センター



面積・人口情報	
面積	5,173km ²
人口（令和5年1月1日時点）※1	7,512,703人
世帯数（令和5年1月1日時点）※1	3,421,030世帯
出生数・率（令和4年1月1日～12月31日）※2	51,152人・7.1%
15歳未満児童数（令和5年1月1日時点）※1	960,799人

医療資源情報（令和5年10月1日時点）	
病院数	317か所
小児科を標榜する施設数	118か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	53か所
救急指定病院数	148か所
一般診療所数	5,723か所
小児科を標榜する施設数	1,938か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	187か所
養育支援体制加算の届け出医療機関数	-

児童虐待関連の統計情報（令和4年度）		
児童虐待相談・通告対応件数（児童相談所）	虐待通告対応件数	6,493
	医療機関経由の虐待通告対応件数	127
児童虐待相談・通告対応件数（市区町村）	虐待通告対応件数	5,282
	医療機関経由の虐待通告対応件数	77

拠点病院情報（令和4年4月1日時点）	
拠点病院	あいち小児保健医療総合センター
病床数	200床
診療科目	総合診療科、救急科、集中治療科、アレルギー科、腎臓科、感染免疫科、内分泌代謝科、神経内科、小児外科、形成外科、整形外科、泌尿器科、脳神経外科、循環器科、心臓血管外科、耳鼻いんこう科、眼科、歯科口腔外科、保健科、放射線診断科、皮膚科、麻酔科、産科、新生児科

※1 総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数
令和4年（1月1日から同年12月31日まで）

※2 厚生労働省 令和4年（2022）人口動態統計（確定数） 第3表-1、2

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. **NRI** 0

実施自治体 | 6. 愛知県/あいち小児保健医療総合センター

愛知県では拠点病院にてMSWや小児科部長が参加するネットワーク会議を主催。県内主要医療機関を中心に虐待対応力が向上し、拠点病院への相談件数が徐々に減少している。

本事業を開始したきっかけ/経緯
<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度から本事業を開始。あいち小児保健医療総合センターは本事業開始以前から児童虐待対応に取り組んでいたため、本事業開始時に拠点病院として委託を行った。

本事業の成果・課題・今後の展望		
成果	<ul style="list-style-type: none"> 県内医療機関の虐待対応力が向上し、圏域ごとに中核的な役割を担える病院ができたため、拠点病院への相談件数が減少した。 	<ul style="list-style-type: none"> MSWを中心に医療機関間で顔の見える関係性ができ、情報共有が活発化したため、各医療機関が困りごとを抱えることが少なくなった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所など関係機関との相互連携の強化が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> コーディネーター人材の確保に課題を感じている。
今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> 今後は現在連絡会及び推進会には参加していない医療機関とのネットワークを構築する等、よりネットワークを緻密にしていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> MSWの入れ替わりによって顔の見える関係性が途絶えないよう、今後も対面での事例検討会等を通じてネットワークを強化するとともに、虐待予防にも取り組んでいきたい。

事業内容
<p>【①児童虐待専門コーディネーターの配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 専任のMSWを1名配置。連絡会の調整等、地域医療機関や関係機関との情報連携を実施。 <p>【②地域医療機関からの虐待対応に関する相談への助言等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内医療機関の児童虐待対応に関する相談に対応（令和4年度は5件）。 連絡会及び事例検討会を定期的に開催し、情報共有（医療機関30か所、県職員（健康対策課、児童家庭課）、児童相談所職員が参加）。 県内医療機関の小児科部長による児童虐待対応医療機関連携推進会議を年1回開催（医療機関15か所及び各医会、県職員（健康対策課、児童家庭課）、児童相談所職員、名古屋職員が参加） <p>【③児童虐待対応向上のための教育研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内医療機関、市町村職員、児童相談所職員等を対象に、年1回研修会を実施（研修内容はBEAMSや保護者のメンタルヘルス等様々） <p>【④拠点病院における児童虐待対応体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護委員会※1の定例会を年6回開催し、院内での対応ケース情報を共有するほか、マニュアルの改訂やカンファレンスの開催報告等を実施。 虐待ケース発生時は、コメンターのみで迅速に会議を開催し、対応を検討。 <p>【⑤その他の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 連絡会にて虐待対応マニュアルを作成し、県内の医療機関に配布（病院編、診療所編、事例集、早期対応・予防編）



※1 あいち小児保健医療総合センターのCPT組織。

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. **NRI** 1

3-7 兵庫県/兵庫県立尼崎総合医療センター

実施自治体 | 7. 兵庫県/兵庫県立尼崎総合医療センター

【基本情報】兵庫県/兵庫県立尼崎総合医療センター



拠点病院所在地
(兵庫県立尼崎総合医療センター)

面積・人口情報	
面積	8,396km ²
人口(令和5年1月1日時点)※1	5,459,867人
世帯数(令和5年1月1日時点)※1	2,601,174世帯
出生数・率(令和4年1月1日～12月31日)※2	33,565人・6.3%
15歳未満児童数(令和5年1月1日時点)※1	657,754人

児童虐待関連の統計情報(令和4年度)		
児童虐待相談・通告対応件数(児童相談所)	虐待通告対応件数	5,702
	医療機関経由の虐待通告対応件数	57
児童虐待相談・通告対応件数(市区町村)	虐待通告対応件数	8,688
	医療機関経由の虐待通告対応件数	156

※1総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数
令和4年(1月1日から同年12月31日まで)

※2厚生労働省 令和4年(2022)人口動態統計(確定数) 第3表-1、2

医療資源情報(令和5年10月1日時点)	
病院数	347か所
小児科を標榜する施設数	101か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	85か所
救急指定病院数	179か所
一般診療所数	4,589か所
小児科を標榜する施設数	849か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	201か所
養育支援体制加算の届け出医療機関数	-

拠点病院情報(令和4年11月28日時点)	
拠点病院	兵庫県立尼崎総合医療センター
病床数	730床
診療科目	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児循環器内科、腎臓内科、脳神経内科、小児脳神経内科、血液内科、小児血液・腫瘍内科、糖尿病・内分泌内科、新生児内科、心療内科、漢方内科、緩和ケア内科、感染症内科、小児感染症内科、腫瘍内科、外科、頭頸部外科、呼吸器外科、消化器外科、心臓血管外科、脳神経外科、小児脳神経外科、乳腺外科、小児外科、整形外科、形成外科、小児形成外科、精神科、アレルギー科、小児アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、病理診断科、救急科、小児救急科、歯科口腔外科

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. **NRI** 0

実施自治体 | 7. 兵庫県/兵庫県立尼崎総合医療センター

兵庫県では多職種での勉強会等を通じて、医療機関間、医療機関と児童相談所等、様々な関係者間で相談しやすい関係性が構築された結果、対応の迅速化・質向上につながった。

本事業を開始したきっかけ/経緯

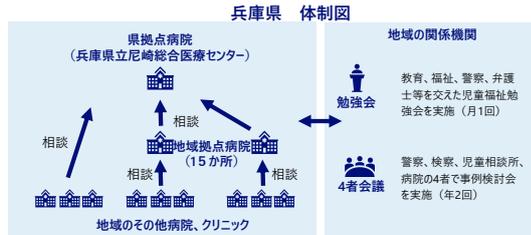
- 平成28年に医療機関より本事業の実施要望があげられたことをきっかけに、兵庫県健康福祉部にて検討を実施し、平成29年に本事業が開始した(尼崎総合医療センター+地域拠点病院14カ所)。
- 兵庫県立尼崎総合医療センターでは平成20年頃から児童虐待への取り組みを行っており、本事業が開始した当初より本事業の参加を希望。

事業内容

- ①児童虐待専門コーディネーターの配置**
 - 専任のMSWを1名配置し、地域医療機関及び地域関係機関(児童相談所や警察、検察等)との情報連携を推進。
- ②地域医療機関からの虐待対応に関する相談への助言等**
 - 県内の医療機関からの相談(被虐待児の診察方法や家族への対応、通告の方法など)に対して助言(令和4年度は31件対応)。
- ③児童虐待対応向上のための教育研修**
 - 医療機関向けの研修(BEAMS等)、児童福祉勉強会(月1回)などを実施(令和4年度は計18回開催)。
 - 児童福祉勉強会には、医師、看護師の他、SW、警察、検察、弁護士、教員、県児童福祉主管課職員、児童相談所職員、児童養護施設職員、市町村の母子保健担当、保健センター職員等多くの地域関係者が参加。
- ④拠点病院における児童虐待対応体制の整備**
 - CPT(CAPS委員会)を設置し、年9回定例会にて虐待対応全般について議論する他、ケース発生時に随時会議を実施。

本事業の成果・課題・今後の展望

	県	拠点病院
成果	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関の虐待対応力が向上し、対応が迅速化し、質が向上した。 児童相談所・地域医療機関間で相談しやすい関係性が構築された。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修や講演会等を通じて医療機関だけでなく、地域関係機関とも相談しやすい関係性が構築された。 コーディネーターの配置により、関係機関との連携がスムーズになった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 虐待対応の中核を担える医師を複数育成していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> KPI(特に虐待対応の質に関するKPI)がなく、成果検証が困難
今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関間だけでなく、医療機関を核に児童相談所や市町など関係機関も含めた地域全体のネットワーク構築へと展開していきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 事例検討の際に複数医師の意見を聴取できるシステムや過去事例のデータベース化等虐待対応の高度化に取り組んでいきたい。



Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. **NRI** 1

3-8 香川県/四国子どもとおとなの医療センター

実施自治体 | 8. 香川県/四国子どもとおとなの医療センター

【基本情報】香川県/四国子どもとおとなの医療センター



面積・人口情報	
面積	1,877km ²
人口(令和5年1月1日時点)※1	956,787人
世帯数(令和5年1月1日時点)※1	447,775世帯
出生数・率(令和4年1月1日～12月31日)※2	5,802人・6.3%
15歳未満児童数(令和5年1月1日時点)※1	112,537人

医療資源情報(令和5年10月1日時点)	
病院数	86か所
小児科を標榜する施設数	25か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	16か所
救急指定病院数	49か所
一般診療所数	834か所
小児科を標榜する施設数	109か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	19か所
養育支援体制加算の届け出医療機関数	5か所

児童虐待関連の統計情報(令和4年度)		
児童虐待相談・通告対応件数(児童相談所)	虐待通告対応件数	5,526
	医療機関経由の虐待通告対応件数	76
児童虐待相談・通告対応件数(市区町村)	虐待通告対応件数	4,158
	医療機関経由の虐待通告対応件数	104

拠点病院情報(令和4年11月28日時点)	
拠点病院	四国子どもとおとなの医療センター
病床数	689床
診療科目	小児科、新生児内科、小児神経内科、小児循環器内科、小児呼吸器内科、小児アレルギー内科、小児血液・腫瘍内科、小児腎臓内科、小児内分泌内科、小児代謝内科、児童心療内科・診療精神科、こどもメンタルヘルス科、小児外科、小児心臓血管外科、小児脳神経外科、小児整形外科、小児形成外科、小児がん化、小児耳鼻咽喉科産科、周産期内科、不妊治療婦人科、思春期女性外来、妊娠とくすり外来、小児障害歯科 内科、消化器内科、内分泌・代謝内科、循環器内科、呼吸器内科、リウマチ科、腎臓内科、外科、心臓血管外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、呼吸器外科、婦人科、リハビリ科、放射線科、痛みの診療科、麻酔科、歯科口腔外科、病理診断科、遺伝相談・カウンセリング、セカンドオピニオン外来

※1 総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数
令和4年(1月1日から同年12月31日まで)

※2 厚生労働省 令和4年(2022)人口動態統計(確定数) 第3表-1、2

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 0

実施自治体 | 8. 香川県/四国子どもとおとなの医療センター

香川県では、県内全医療機関への虐待防止マニュアル配布等を通じて地域の対応力向上に注力。医療機関の虐待発見の感度が上がり早期の相談が増えた結果、重篤ケースが減少。

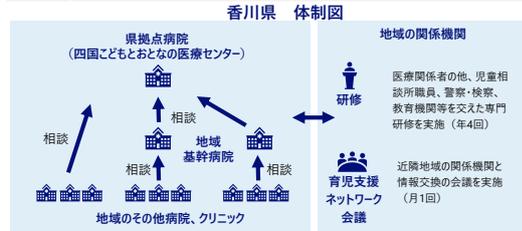
本事業を開始したきっかけ/経緯
<ul style="list-style-type: none"> 本事業が平成25年度からモデル事業として創設されることを受け、平成24年度中に香川県と四国子どもとおとなの医療センターが実施に向けた検討を行い、平成25年度より香川県から同センターへの委託事業として開始。

事業内容
<p>【①児童虐待専門コーディネーターの配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 拠点病院にMSWを1名を専任で配置。 <p>【②地域医療機関からの虐待対応に関する相談への助言等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の児童相談所や警察、市町との連携および相談対応に年延べ2,000件対応(電話対応含む)。 <p>【③児童虐待対応向上のための教育研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の医療機関や児童相談所職員、警察等の関係機関職員を対象とした専門研修(BEAMS、AHT※1診断、多職種連携等)を年4回開催。 CPT設置を検討する医療機関に対して、研修や院内の児童虐待防止マニュアル案への助言等を実施。 <p>【④拠点病院における児童虐待対応体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護師を中心とした院内の連絡会を月1回開催。 院内連携を目的に、看護計画や子どもの情報を集めるリンクナース※2をこどもの各病棟に9名配置。院外連携担当のCPT看護師4名と分業している。 <p>【⑤その他の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健医療関係機関等が参加する育児支援ネットワーク会議を、県内2か所それぞれ年2回以上開催し、事例検討や虐待対応の協議等を実施。 児童虐待防止マニュアルや地域関係機関間の連携マニュアルなどを地域医療機関や地域関係機関と共に作成し、県内の全医療機関及び地域関係機関(市町村、警察や検察等)へ配布。

※1 Abusive Head Traumaの略。乳幼児の虐待による頭部外傷。

※2 院内の子育てをサポートする委員会と病棟看護師をつなぐ役割を有する看護師

本事業の成果・課題・今後の取組み意向	県	拠点病院
成果	<ul style="list-style-type: none"> 事業を通じて連携や早期発見が進んだことで、重篤事業や、病院に入院して管理すべき事業が減っている 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の小児科からの相談は以前からあったが、本事業を通じ他科の医師や検察等の多機関と連携や研修が実施でき、ネットワークが拡大 早期発見により重篤ケースが減少
課題	<ul style="list-style-type: none"> 医療ネットワークの構築が完了し、定着したことにより、事業として若干停滞感がある点 	<ul style="list-style-type: none"> 長期的なケアの必要がある子どもへの対応や虐待予防の取組みが十分ではないと感じている
今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> 今後も本事業を継続していく方針 	<ul style="list-style-type: none"> 身体的虐待は減っているが、長期的なケアが必要な子どもは多くいるため、そうしたニーズへの対応を進めたい

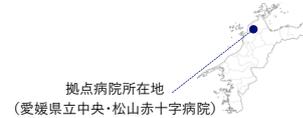


Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 1

3-9 愛媛県/愛媛県立中央病院・松山赤十字病院

実施自治体 | 9. 愛媛県/愛媛県立中央病院、松山赤十字病院

【基本情報】愛媛県/愛媛県立中央病院、松山赤十字病院



面積・人口情報	
面積	5,676km ²
人口（令和5年1月1日時点）※1	1,288,160人
世帯数（令和5年1月1日時点）※1	601,734世帯
出生数・率（令和4年1月1日～12月31日）※2	7,572人・5.9%
15歳未満児童数（令和5年1月1日時点）※1	169,110人

児童虐待関連の統計情報（令和4年度）		
児童虐待相談・通告対応件数（児童相談所）	虐待通告対応件数	4,594
	医療機関経由の虐待通告対応件数	45
児童虐待相談・通告対応件数（市区町村）	虐待通告対応件数	4,314
	医療機関経由の虐待通告対応件数	151

※1 総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数
令和4年（1月1日から同年12月31日まで）

※2 厚生労働省 令和4年（2022）人口動態統計（確定数） 第3表-1、2

医療資源情報（令和5年10月1日時点）	
病院数	135か所
小児科を標榜する施設数	36か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	16か所
救急指定病院数	57か所
一般診療所数	1836か所
小児科を標榜する施設数	132か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	2か所
養育支援体制加算の届け出医療機関数	1か所

拠点病院情報（令和4年11月28日時点）		
拠点病院	愛媛県立中央病院	松山赤十字病院
病床数	827床	585床
診療科目	総合診療科、消化器・呼吸器・感染症・循環器・腎臓・糖尿病・内分泌・血液・脳神経内科、小児科、新生児内科、消化器・呼吸器・乳腺・内分泌・小児・心臓血管・整形・形成・脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、放射線科、救急科、歯科、検査部、病理診断科、精神科、漢方内科、ペインクリニック内科	血液・糖尿病・内分泌・高血圧・総合・肝胆膵・消化管・腎臓内科、小児科、産婦人科、外科、血管・乳腺・臨床腫瘍、整形外科、リウマチ科、リハビリ科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、形成外科、麻酔科、放射線診断・治療科、精神科、心療内科、歯科口腔外科、病理診断科、救急部、循環器内科・外科、呼吸器内科・外科、脳神経内科・外科、成育療養センター（小児期・周産期）

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

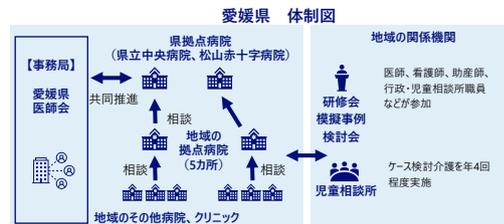
実施自治体 | 8. 愛媛県/愛媛県立中央病院、松山赤十字病院

愛媛県では、医師会と協働して事業を推進することで、地域の医療機関に対する訴求力が強まり、医療従事者の虐待対応の意識向上や、より緊密な連携につながっている。

本事業を開始したきっかけ/経緯
<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待専門コーディネーターが活躍している他県の例を参考に、本事業開始の5年ほど前から事業実施について検討していた。 検討の中で、松山赤十字病院から本事業実施の意向があり、県側でも具体的に検討が進んだ結果、令和2年度に本事業を開始した。

事業内容
<p>【①児童虐待専門コーディネーターの配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各拠点病院のCPTを本事業のコーディネーターチームとして位置付け、CPTにはそれぞれ窓口となる看護師等がいる。 <p>【②地域医療機関からの虐待対応に関する相談への助言等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の拠点病院から月1件程度の相談に対応。 <p>【③児童虐待対応向上のための教育研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修会や模擬事例検討会を年1回実施。直近は研修と検討会を対面で開催し、医師に加え看護師、助産師、県・児童相談所職員などが参加。 <p>【④拠点病院における児童虐待対応体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 拠点病院のCPTでは、毎月定例会として虐待防止委員会を開催し、全職員を対象にBEAMS等の研修などを開催。 <p>【⑤その他の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 拠点病院と中央児童相談所のケース検討会議を年4回程度実施し、事例に関する検討や情報共有を実施。 本事業の会議は年3回開催。事前の打ち合わせ会議を拠点病院と県職員のコアメンバーで実施し、研修の報告や次年度計画の立案、今後の研修内容の相談やマニュアル作成・修正を議論。 愛媛県医師会の事務局が連絡の調整や事務面を担当。※ ※県医師会への本事業の事業費はなし

本事業の成果・課題・今後の取組み意向		
	県	拠点病院
成果	<ul style="list-style-type: none"> 模擬事例検討会などを各地域持ち回りで実施することが決まっており、地域レベルでの事業浸透が進み始めている 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業を医師会とともに推進することで、県内医療機関への訴求力が高まり、小児科以外の方も巻き込めている 急患センターの看護師の意識向上
課題	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の認知度向上とネットワークのさらなる強化が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 拠点病院からの相談やケース紹介が少ないため、より相談しやすい体制の構築が必要
今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> 地域の行政機関と地域の医療機関の間で顔が見える関係づくりを進めたい 	<ul style="list-style-type: none"> 医療関係者間だけでなく、警察など他関係機関との連携をより強めていきたい



Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

3-10 福岡県/飯塚病院・聖マリア病院

実施自治体 | 10. 福岡県/飯塚病院・聖マリア病院

【基本情報】福岡県/飯塚病院・聖マリア病院



面積・人口情報

面積	4,987km ²
人口（令和5年1月1日時点）※1	5,104,921人
世帯数（令和5年1月1日時点）※1	2,519,442世帯
出生数・率（令和4年1月1日～12月31日）※2	35,907人・7.2%
15歳未満児童数（令和5年1月1日時点）※1	665,908人

児童虐待関連の統計情報（令和4年度）

児童虐待相談・通告対応件数（児童相談所）	虐待通告対応件数	15,595
	医療機関経由の虐待通告対応件数	187
児童虐待相談・通告対応件数（市区町村）	虐待通告対応件数	16,417
	医療機関経由の虐待通告対応件数	335

※1 総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数
令和4年（1月1日）から同年12月31日まで

※2 厚生労働省 令和4年（2022）人口動態統計（確定数） 第3表-1、2

※3 令和5年10月1日時点

医療資源情報（令和5年4月1日時点）

病院数	453か所
小児科を標榜する施設数	86か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	36か所
救急指定病院数	201か所
一般診療所数	4,835か所
小児科を標榜する施設数	553か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	141か所
養育支援体制加算の届け出医療機関数※3	12か所

拠点病院情報

拠点病院	飯塚病院	聖マリア病院
病床数	1,048床	1,097床
診療科目	総合診療科、循環器内科、心不全ケア科、呼吸器内科、呼吸器腫瘍内科、消化器内科、肝臓内科、診療科・リウマチ内科、腎臓内科、内分泌・糖尿病内科、血液内科、脳神経内科、小児科、リエゾン精神科、心療内科、漢方診療科、外科、消化管・内視鏡外科、乳癌外科、呼吸器外科、呼吸器腫瘍外科、心臓血管外科、血管外科、小児外科、産婦人科、整形外科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚科、形成外科、麻酔科、歯科口腔外科、救急科、集中治療科、放射線科、画像診療科、放射線治療科、連携医療・緩和ケア科、感染症科、リハビリテーション科、病理科（令和5年12月時点）	糖尿病内分泌内科、呼吸器内科、リウマチ膠原病内科、消化器内科、腎臓内科、透析内科、血液内科、ホスピタル、感染症科、循環器内科、療養診療科、形成外科、乳癌外科、整形外科、移植外科、心臓血管外科、婦人科、呼吸器外科、麻酔科、外科、小児科、小児外科、新生児科、小児循環器内科、産科、婦人科、泌尿器科、脳血管内科、神経内科、脳神経外科、精神科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、周術期口腔機能管理科、歯科口腔外科、小児歯科、矯正歯科、放射線科、放射線治療科、核医学診療科、救急科、集中治療科、保険局全身管理科、リハビリテーション科、輸血科、病理診断科（令和4年4月1日時点）

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. 0

実施自治体 | 10. 福岡県/飯塚病院・聖マリア病院

福岡県では事業開始当初から2か所拠点病院を設置。地域ごとに拠点病院を中心としたネットワークを構築し、地域全体の児童虐待対応力の向上を図っている。

本事業を開始したきっかけ/経緯

- 福岡県福祉労働部こども福祉課と児童虐待対応に熱心に取組んでいた医師とで検討の上、平成26年より事業を開始。
- 飯塚病院、聖マリア病院は、本事業開始前から児童虐待対応に取組み、CPTを整備していたこと等から、拠点病院として指定された。

事業内容

- 【①児童虐待専門コーディネーターの配置】
- 飯塚病院：専任の事務（保育士）を1名配置
 - 聖マリア病院：兼任のMSWと看護師を各1名配置
- 【②地域医療機関からの虐待対応に関する相談への助言等】
- 飯塚病院：虐待対応に関するパンフレットを作成し、筑豊地域の医師会にて配布するほか、電話での相談などにも対応している。
 - 聖マリア病院：地域の医療機関（特に小児科）への個別訪問を行い、各虐待事例に関する情報共有や要望の聴き取り等を実施。
- 【③児童虐待対応向上のための教育研修】
- 飯塚病院：地域関係機関を対象に研修を年6回実施し、病院広報誌で取り組みを毎月発信。筑豊地区要保護児童対策地域協議会自治体間ネットワークにて、関係機関を個別訪問し、ワークショップを年1回開催。
 - 聖マリア病院：地域の医療機関・行政との合同カンファレンスを年3回開催
- 【④拠点病院における児童虐待対応体制の整備】
- 飯塚病院：院内定例会議（年4回）及び院内勉強会を実施するほか、院内月報を発行し、虐待に関する取組みを発信。
 - 聖マリア病院：定例委員会（年6回）、研修会（年4回）、講演会（年1回）を実施。院内研修では、BEAMSや新入職員を対象とした虐待ケースに気づいた際の対応等の研修を実施。

※1飯塚病院のCPT組織 ※3院内啓発の他、虐待ケース報告管理システム（飯塚病院にて独自に整備。救急外来情報システムと連携）の整備も増加の要因。

※2自治体間の連携強化を主目的とし、筑豊地区15自治体と田川児童相談所、飯塚病院、田川市立病院が参加しているネットワーク。 1

本事業の成果・課題・今後の展望

	県	飯塚病院	聖マリア病院
成果	医療関係者の児童虐待に対する意識の向上及び医療機関の虐待対応能力の向上が図られた。	・院内対応件数が大幅に増加し、令和4年度は530件対応。※3 ・地域医療機関や関係機関との関係が強化され、対応が迅速化した。	・コーディネーターの設置により、関係機関との連絡窓口が明確化され、連携が円滑化した。
課題	より多くの医療従事者（特に小児科医以外の医師）に児童虐待への関心や早期発見への対応力向上を図る必要がある。	・休日夜間診療や地域急患センターなど、内科系・外科系医師や応援医への啓発が十分ではない。	・情報提供等おこなっているが、地域医療機関の虐待対応に関する意識は不十分と感じている。
今後の展望	児童虐待対応力向上の研修（BEAMS研修）を県が主催し、各団体を通じて広く周知していく。	・地域が抱える社会課題の解決に向けて、地域関係機関との連携をより深めていきたい。	・行政との連携を強化し、虐待に関する啓発・教育の場を増やし、虐待に取り組む地域医療機関を増やしたい。

福岡県 体制図



3-11 仙台市/仙台市立病院

実施自治体 | 11. 仙台市/仙台市立病院

【基本情報】仙台市/仙台市立病院



面積・人口情報	
面積	785km ²
人口（令和5年1月1日時点）※1	1,065,365人
世帯数（令和5年1月1日時点）※1	529,151世帯
出生数・率（令和4年1月1日～12月31日）※2	7,026人・6.4%
15歳未満児童数（令和5年1月1日時点）※1	129,185人

医療資源情報（令和5年10月1日時点）	
病院数	56か所
小児科を標榜する施設数	20か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	11か所
救急指定病院数	26か所
一般診療所数	961か所
小児科を標榜する施設数	147か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	39か所
養育支援体制加算の届け出医療機関数	3か所

児童虐待関連の統計情報（令和4年度）		
児童虐待相談・通告対応件数（児童相談所）	虐待通告対応件数	1,651
	医療機関経由の虐待通告対応件数	19

拠点病院情報（令和5年4月1日時点）	
拠点病院	仙台市立病院
病床数	525床
診療科目	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、脳神経内科、血液内科、糖尿病・代謝内科、感染症内科、外科、心臓血管外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、病理診断科、歯科口腔外科、麻酔科、救急科

※1 総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数
令和4年（1月1日から同年12月31日まで）

※2 厚生労働省 令和4年（2022）人口動態統計（確定数） 第3表-1、2

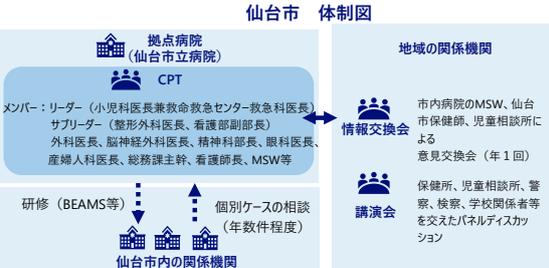
実施自治体 | 11. 仙台市/仙台市立病院

仙台市では、本事業以前から地域関係機関との連携に力を入れていた仙台市立病院を拠点病院として本事業を開始。本事業により、さらに地域関係機関との連携が強化された。

本事業を開始したきっかけ/経緯
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度に政令都市も本事業の対象となったことから、仙台市こども若者局より仙台市立病院に本事業の実施を依頼し、本事業が開始した。 仙台市立病院は平成20年から被虐待児サポートチーム（ACST）を設置しており、本事業開始以前から児童相談所や地域関係機関との連携を実施していたことから、拠点病院となった。

本事業の成果・課題・今後の展望		
	市	拠点病院
成果	・医療機関と地域関係機関（主に児童相談所）の連携が強化された	・拠点病院と地域関係機関（児童相談所や警察等）との関係性が深まり、情報共有が迅速化した
課題	・医療機関と地域関係機関の連携は個別ケースでは密に実施できているが、組織的な連携体制が構築できていない。	・虐待対応が拠点病院に一極集中しており、地域医療機関の対応力の向上が課題となっている。
今後の展望	・今後も事業を継続し、医療機関との連携を強化していく方針である	・地域医療機関とのネットワーク構築、地域医療機関の対応力向上に向けた研修を実施したい

事業内容
<p>【①児童虐待専門コーディネーターの配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 兼任のMSWを1人配置。 <p>【②地域医療機関からの虐待対応に関する相談への助言等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療機関や地域関係機関からの虐待対応に関する相談に対応（令和4年度20件、うち医療機関からの相談1件） 他医療機関からのCPTに関する視察を受け入れ（令和4年度1件）。 <p>【③児童虐待対応向上のための教育研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療機関向けに研修会（BEAMS）を実施（令和4年度）。 年1回講演会を実施しており、令和4年度は医師、保健師、児童相談所所長、警察、検察、スクールソーシャルワーカーによるパネルディスカッション形式の講演会を対面・オンラインのハイブリッドで開催（約150名参加）。 <p>【④拠点病院における児童虐待対応体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 院内にCPTを設置し、院内会議を年2回、院内職員向け研修会を年1回開催。 <p>【⑤その他の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内医療機関のMSW、市保健師、児童相談所による意見交換会を開催（年1回）。



3-12 川崎市/聖マリアンナ医科大学病院

実施自治体 | 12. 川崎市/聖マリアンナ医科大学病院

【基本情報】川崎市/聖マリアンナ医科大学病院



面積・人口情報	
面積	144km ²
人口（令和5年1月1日時点）※1	1,522,390人
世帯数（令和5年1月1日時点）※1	770,057世帯
出生数・率（令和4年1月1日～12月31日）※2	11,247人・7.3%
15歳未満児童数（令和5年1月1日時点）※1	189,932人

児童虐待関連の統計情報（令和4年度）※3		
児童虐待相談・通告対応件数（児童相談所）	虐待相談・通告件数	3,943
	医療機関経由の相談・通告件数	95

※1 総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数
令和4年（1月1日）から同年12月31日まで

※2 厚生労働省 令和4年（2022）人口動態統計（確定数） 第3表-1、2

※3 令和5年3月31日時点

医療資源情報（令和5年10月1日時点）	
病院数	39か所
小児科を標榜する施設数	16か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	10か所
救急指定病院数	23か所
一般診療所数	1,106か所
小児科を標榜する施設数	218か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	17か所
養育支援体制加算の届け出医療機関数	4か所

拠点病院情報	
拠点病院	聖マリアンナ医科大学病院
病床数	955床
診療科目	総合心療内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓・高血圧内科、代謝・内分泌内科、脳神経内科、血液内科、リウマチ・膠原病・アレルギー内科、腫瘍内科、神経精神科、小児科、新生児科、消化器・一般外科、心臓血管外科、呼吸器外科、小児外科、乳腺・内分泌外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、皮膚科、腎泌尿器外科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉・頭頸部外科、放射線診断・IVR科、放射線治療科、麻酔科、病理診断科、救急科、リハビリテーション科、緩和ケア科

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 0

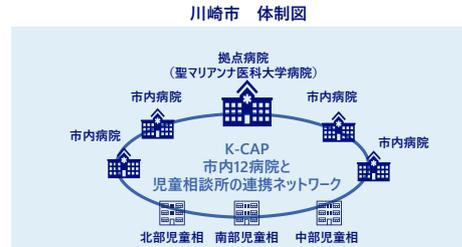
実施自治体 | 12. 川崎市/聖マリアンナ医科大学病院

川崎市では本事業以前から市内12病院と市児童相談所のネットワークが存在しており、同じ枠組みを踏襲して本事業を開始。市内12病院を中心に、医療機関の虐待対応力が向上。

本事業を開始したきっかけ/経緯
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年より川崎市こども未来局ではK-CAPと呼ばれる市内病院と児童相談所の連携ネットワークを構築し、市内病院のCPT設置促進活動などを推進。 さらに虐待対応力を強化するため、平成30年に本事業への移行の検討を行い、K-CAPの幹事を担っていた聖マリアンナ医科大学病院を拠点病院として、令和2年より本事業を開始。

事業内容
<p>【①児童虐待専門コーディネーターの配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> MSWを兼任で1人配置し、その補佐として事務職員を1人配置。 <p>【②地域医療機関からの虐待対応に関する相談への助言等】</p> <ul style="list-style-type: none"> K-CAP（市内病院と児童相談所の連携ネットワーク）にて、医療機関等への児童虐待対応に関する相談への助言活動を実施（令和4年度は136件） K-CAPにおける助言活動がより効果的かつ有機的な内容となるよう、K-CAP構成医療機関による運営会議を実施（年3回）。そのほか、個別ケースを検討するMSW部会や症例検討等を行う全体会なども実施。 <p>【③児童虐待対応向上のための教育研修】（令和4年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内医療機関、保育園・幼稚園・公立小中学校、行政（児童相談所・区役所）を対象に、BEAMS研修を実施（Stage1を3回、Stage2を2回）。 K-CAP構成医療機関を対象に、系統的全身診察研修を1回実施。 <p>【④拠点病院における児童虐待対応体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 院内虐待対応組織を設置し、定例会議を6回、緊急会議を3回開催するほか、Eラーニングにより院内職員研修を実施（令和4年度）。 院内児童虐待対応のためのマニュアルを作成。

本事業の成果・課題・今後の展望		
	市	拠点病院
成果	<ul style="list-style-type: none"> K-CAP参加医療機関を中心に、虐待対応への意識、虐待対応力が向上している。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療機関の虐待対応力が向上し、各病院で児童虐待ケースを適切に対応できるようになった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 虐待対応体制が整備されていない医療機関の本事業への巻き込みが課題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修等様々な取り組みを実施しているが、虐待に取り組む医師が何人増えたのか等成果の評価が困難である。
今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、医療機関間、医療機関と地域関係機関の連携強化に向けて、本事業を継続する 	<ul style="list-style-type: none"> 発見が困難な性虐待を見逃さない院内体制・地域ネットワークの構築に向けた検討を進めていきたい



Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 1

3-13 北九州市/北九州市立八幡病院

実施自治体 | 13. 北九州市/北九州市立八幡病院

【基本情報】北九州市/北九州市立八幡病院



面積・人口情報	
面積	492km ²
人口（令和5年1月1日時点）※1	936,586人
世帯数（令和5年1月1日時点）※1	486,858世帯
出生数・率（令和4年1月1日～12月31日）※2	5,901人・6.4%
15歳未満児童数（令和5年1月1日時点）※1	113,179人

児童虐待関連の統計情報（令和4年度）		
児童虐待相談・通告対応件数（児童相談所）	虐待通告対応件数	2,515
	医療機関経由の虐待通告対応件数	53

※1 総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数
令和4年（1月1日から同年12月31日まで）

※2 厚生労働省 令和4年（2022）人口動態統計（確定数） 第3表-1、2

医療資源情報（令和5年10月1日時点）	
病院数	90か所
小児科を標榜する施設数	22か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	12か所
救急指定病院数	17か所
一般診療所数	946か所
小児科を標榜する施設数	126か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	23か所
養育支援体制加算の届け出医療機関数	-

拠点病院情報（令和5年12月1日時点）	
拠点病院	北九州市立八幡病院
病床数	350床
診療科目	内科、呼吸器内科、循環器内科、小児科、小児血液・腫瘍内科、小児神経内科、外科、消化器外科、呼吸器外科、肝臓外科、胆のう外科、膵臓外科、内視鏡外科、小児外科、脳神経外科、整形外科、リハビリテーション科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、精神科、歯科、救急科、臨床検査科

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 0

実施自治体 | 13. 北九州市/北九州市立八幡病院

北九州市では拠点病院のCPTを中心として、地域の医療機関及び関係機関とのネットワークを構築。医療機関・関係機関間の連携が強化され、拠点病院への相談件数が増加した。

本事業を開始したきっかけ/経緯
<ul style="list-style-type: none"> 北九州市子ども家庭局にて実施に向けた検討を行い、平成26年度から本事業を開始。北九州市立八幡病院は平成27年から家族と子ども支援委員会（CPT）を設置し、地域の虐待対応の中核を担っていたため、拠点病院として委託を行った。

事業内容
<p>【①児童虐待専門コーディネーターの配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護師を専任で1名配置。 <p>【②地域医療機関からの虐待対応に関する相談への助言等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内医療機関や院内の児童虐待対応に関する相談に対応（令和4年度は767件） 拠点病院にて監修した医療機関向けリーフレットを医師会を通じて配布する等、拠点病院の相談窓口の存在を地域の医療機関に周知。 <p>【③児童虐待対応向上のための教育研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の医療機関及び地域の関係機関等を対象に、児童虐待対応に関する研修や講演を実施（令和4年度6回）。講演会テーマは、拠点病院における虐待対応の紹介や虐待ケースの診察における注意点など。 <p>【④拠点病院における児童虐待対応体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> CPT（家族と子ども支援委員会）を設置し、定期的に、院内で発見されたケースへの対応等を実施（令和4年度は676件対応）。 <p>【⑤その他の取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> CPT（家族と子ども支援委員会）及び行政（子育て支援課、児童相談所）県警、検察等による定例会を月1回開催し、事例検討や関係機関間の連携強化に向けた情報共有、課題の検討等を実施。

本事業の成果・課題・今後の取組み意向	市	拠点病院
成果	<ul style="list-style-type: none"> 地域全体の児童虐待対応力・意識が向上し、地域の医療機関・関係機関から拠点病院への相談件数が増加。 	<ul style="list-style-type: none"> 拠点病院と地域の関係機関のコミュニケーションが円滑化し、拠点病院から市町村や保健師への連絡回数が増加した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 地域の医療機関間・地域の主要な関係機関との連携において、特に課題は生じていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の医療機関間・地域の主要な関係機関との連携において、特に課題は生じていない。
今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> 地域の医療機関の児童虐待対応力の維持及び更なる向上に向けて、本事業を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の関係機関と拠点病院の更なる連携強化・幅広い診療科も参加した院内の体制強化



Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 1

3-14 大阪府

実施自治体 | 15. 大阪府（令和4年度に事業終了）

【基本情報】大阪府（令和4年度に事業終了）

面積・人口情報

面積	1,899km ²
人口（令和5年1月1日時点）※1	8,784,421人
世帯数（令和5年1月1日時点）※1	4,462,498世帯
出生数・率（令和4年1月1日～12月31日）※2	57,315人・6.7%
15歳未満児童数（令和5年1月1日時点）※1	1,022,116人

児童虐待関連の統計情報（令和4年度）

児童虐待相談・通告対応件数（児童相談所）	虐待通告対応件数	16,036
	医療機関経由の虐待通行対応件数	288
児童虐待相談・通告対応件数（市区町村）	虐待通告対応件数	20,842
	医療機関経由の虐待通行対応件数	381

※1 総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数
令和4年（1月1日から同年12月31日まで）

※2 厚生労働省 令和4年（2022）人口動態統計（確定数） 第3表-1、2

医療資源情報（令和5年10月1日時点）

病院数	506か所
小児科を標榜する施設数	132か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	73か所
救急指定病院数	281か所
一般診療所数	8,821か所
小児科を標榜する施設数	1,327か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	193か所
養育支援体制加算の届け出医療機関数	39か所

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. **NRI** 0

実施自治体 | 15. 大阪府（令和4年度に事業終了）

大阪府では府内医療機関のCPT整備を目的として本事業を開始。府内の全救急告示医療機関でCPTが設置がされたほか、府内の医療機関全体として虐待対応力が向上した。

本事業を開始したきっかけ/経緯

- 大阪府健康医療部では平成21年に要養育支援者情報提供票を定めたことをきっかけに、医療機関への啓発冊子の作成等、医療と保健との連携、医療機関の対応力向上に向けた取り組みを行っていた。
- 本事業は、虐待通告に係る医師等個人負担を軽減し、組織として適切に虐待対応の判断をするための院内体制整備を目的として平成29年から令和4年度にかけて実施（拠点病院より提案）。

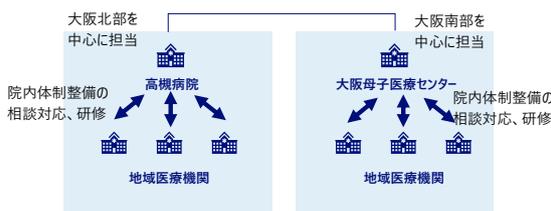
事業内容

- 【①児童虐待専門コーディネーターの配置】
 - 各拠点病院にて、専任のコーディネーターを設置。
- 【②地域医療機関等からの虐待対応に関する相談への助言等】
 - 各拠点病院に相談窓口を設置し、地域の医療機関からの相談に48件、地域の関係機関からの相談に45件対応（平成29年～令和元年）
 - 月1回、各拠点病院と地域の医療機関との連絡会を開催し、症例検討を実施。
- 【③児童虐待対応向上のための教育研修】
 - 府内医療機関がCPTを効果的に運用できるよう、拠点病院を中心に情報交換会、研修会を開催し、人材育成を実施。
- 【④拠点病院における児童虐待対応体制の整備】
 - 各拠点病院にてCPTを整備するほか、対応フロー・マニュアルの整備を実施。
- 【⑤その他の取り組み】
 - 大阪府独自で救急告示医療機関認定の要件として、下記2点を設定し、申請時に確認。
 - 児童虐待に関する外部機関（児童相談所、市町村等）との連絡窓口を設置、
 - 児童虐待に関する委員会または児童虐待対応マニュアルの作成
 - 上記体制整備に係る相談対応や研修を拠点病院にて実施し、すべての救急告示医療機関が院内体制整備を完了。

本事業の成果・課題・今後の展望

	県
成果	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年には約25%の医療機関に通告経験があり、小児科を標榜する医療機関以外の医療機関からも通告が行われる等、府内医療機関全体として虐待の早期発見の重要性が一定程度浸透した。 救急告示医療機関における院内体制整備が100%となった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 各病院にて虐待対応体制は整備されているものの、院内での職員への啓発については引き続き対応が必要と考えている。 医療機関と児童相談所、保健センターなど受け手となる関係機関との関係強化が課題となっている。
今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> 今後は保健・福祉と医療機関との連携について別の既存事業において検討を進めていくことを想定している。

大阪府 体制図



Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. **NRI** 1

4. ヒアリング調査の結果詳細（未実施自治体）

4-1 三重県

未実施自治体 | 1. 三重県子ども福祉・虐待対策課

【基本情報】三重県子ども福祉・虐待対策課



面積・人口情報

面積	5,777km ²
人口（令和5年1月1日時点）※1	1,727,503人
世帯数（令和5年1月1日時点）※1	672,552世帯
出生数・率（令和4年1月1日～12月31日）※2	10,489人・6.2%
15歳未満児童数（令和5年1月1日時点）※1	443,662人

医療資源情報（令和5年10月1日時点）

病院数	93か所
小児科を標榜する施設数	42か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	18か所
救急指定病院数	53か所
一般診療所数	1,510か所
小児科を標榜する施設数	272か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	46か所
養育支援体制加算の届け出医療機関数	-

児童虐待関連の統計情報（令和4年度）

児童虐待相談・通告対応件数（児童相談所）	虐待通告対応件数	4,691
	医療機関経由の虐待通行対応件数	74

※1 総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数
令和4年（1月1日から同年12月31日まで）

※2 厚生労働省 令和4年（2022）人口動態統計（確定数） 第3表-1、2

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. **NRI** 0

未実施自治体 | 1. 三重県子ども福祉・虐待対策課

三重県では、基幹病院と児童相談所・県の間で連絡会議を行っており、虐待防止に対する情報共有を年一回実施。通告件数増加や院内研修実施などの成果につながっている。

独自事業を開始したきっかけ/経緯

- 事業を開始した平成26年以前より、小児科病棟を持つ8か所の総合病院が集まり、平成19年から年一回の情報交換会を実施。
- その後、参加医療機関の追加を経て、平成26年に県が基幹病院連絡会議を開始。

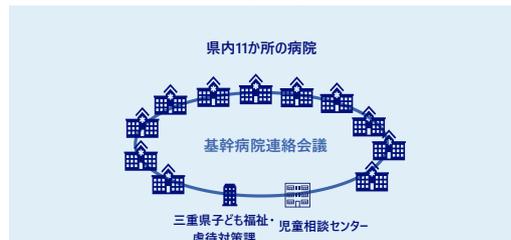
独自事業の内容（三重県児童虐待協力基幹病院連絡会議）

- 基幹病院連携会議（年1回開催）**
県内11の医療機関、三重県子ども福祉・虐待対策課、県の児童相談所の間で、要保護児童等に関する支援内容の協議や要対協の円滑な実施支援に向けた情報共有等を目的に、虐待対応連携会議を年1回実施。参加者は30名程度。令和4年の議題は「県内の児童虐待相談の状況」、「死亡事例等の検証結果の概要」、「ヤングケアラーの実態調査結果」、「児童相談所の取組み紹介」など。
参加者）医療機関職員（MSW、病院事務など）、児童相談所職員・保健師、行政機関職員
- 研修の開催（合計年10回）**
各病院で年一度Stage1、Stage2のBEAMS研修を実施。受講者数の合計は平成29年で473名。参加者は看護師が最多。
参加者）看護師、医師、病院事務、助産師、保健師、MSW、その他医療従事者

独自事業の成果・課題、本事業未実施の理由

	県
成果	・顔の見える関係性ができたことで、通告件数が増加したり、本独自事業でのBEAMS研修を基にした院内研修について、病院から県への問い合わせが行われたり、より連携が進んだ。
課題	・医師の通常業務が多忙な中、児童虐待に関心を持ってもらうことが難しい。
本事業未実施理由	・人口規模が県全体で大きくなく、中核病院となるような病院が少ないため、連絡会議のような形が適している。 ・予算確保の面で課題がある。

三重県 体制図



Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. **NRI** 1

4-2 熊本県/熊本赤十字病院

未実施自治体 | 2. 熊本県/熊本赤十字病院

【基本情報】熊本県/熊本赤十字病院



面積・人口情報

面積	7,409km ²
人口（令和5年1月1日時点）※1	1,797,747人
世帯数（令和5年1月1日時点）※1	723,524世帯
出生数・率（令和4年1月1日～12月31日）※2	11,875人・7.0%
15歳未満児童数（令和5年1月1日時点）※1	229,016人

児童虐待関連の統計情報（令和4年度）

児童虐待相談・ 通告対応件数 （児童相談所）	虐待通告対応件数	4,458
	医療機関経由の虐待通行対応件数	-

医療資源情報（令和5年10月1日時点）

病院数	112か所
小児科を標榜する施設数	37か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	11か所
救急指定病院数	84か所
一般診療所数	849か所
小児科を標榜する施設数	164か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	26か所
養育支援体制加算の届け出医療機関数	-

※1 総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数
令和4年（1月1日から同年12月31日まで）

※2 厚生労働省 令和4年（2022）人口動態統計（確定数） 第3表-1、2

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. **NRI** 0

未実施自治体 | 2. 熊本県/熊本赤十字病院

熊本県では、5つの医療機関、県と市の児童相談所、県警、行政機関が参加するネットワーク会議を開催し、多機関のより円滑な連携や相互理解が進んだ。

取組を開始したきっかけ/経緯

- 以前より院内CPTの委員会に児童相談所や県のこども家庭課が入っており、県の児童相談所と病院の医師から医療機関のネットワークが必要との意見が出たため、令和2年より医療機関3か所を加えて取組を開始。
- 令和3年に県と市の児童相談所、医療機関5か所、県警、行政機関からなる会議体を作り、正式に第1回の会議を開催。今後は本取組を発展させた形として、本事業の開始を検討しており、来年度の予算化を目指している。

取組内容

- 虐待症例検討会（年1-2回開催）**
本取組参加医療機関の間で、医療機関、児童相談所、県警、行政機関による症例検討会議を開催。
参加医療機関が持ち回りで主催を担当し、第2回の参加者は40名程度。症例報告を主な議題とし、各行政機関や児童相談所から取扱件数も報告。
- 研修の開催**
熊本赤十字病院の院内職員を対象としたCPTの研修を中心に、講師や児童相談所・行政職員などの外部参加者を招いた虐待対応の研修を医療従事者向けに実施。
BEAMS研修も過去に一度実施。
- 他院への情報提供**
CPTを院内設置したい基幹病院から、熊本赤十字病院の取組やマニュアルを参考にしたいと問い合わせがあった際、熊本赤十字病院から情報提供を実施。

取組の成果・課題、本事業未実施の理由

	県	病院
成果	・病院主導の取組みが開始したことで、同様の事業を県で事業化する必要性を認識できた	・参加医療機関と顔の見える関係で連携が進められるようになり、各機関の困りごと共有を通じて役割の相互理解も深まった
課題	・熊本市内の活動に留まっており、県全域のネットワーク化が不十分	・県が主催の事業ではないため、医師会などに加わってもらうことが難しい ・クリニックからの相談が少ない
本事業未実施理由	・法的根拠がなく、予算の確保が難しかったため	-

熊本県 体制図



Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. **NRI** 1

4-3 横浜市

未実施自治体 | 3. 横浜市子ども青年局こどもの権利擁護課

【基本情報】横浜市子ども青年局こどもの権利擁護課



面積・人口情報

面積	435km ²
人口（令和5年1月1日時点）※1	3,755,793人
世帯数（令和5年1月1日時点）※1	1,835,272世帯
出生数・率（令和4年1月1日～12月31日）※2	22,990人・6.1%
15歳未満児童数（令和5年1月1日時点）※1	443,662人

医療資源情報（令和5年10月1日時点）

病院数	132か所
小児科を標榜する施設数	37か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	23か所
救急指定病院数	60か所
一般診療所数	3,188か所
小児科を標榜する施設数	599か所
産婦人科・産科を標榜する施設数	124か所
養育支援体制加算の届け出医療機関数	-

児童虐待関連の統計情報（令和4年度）

児童虐待相談・ 通告対応件数 （児童相談所）	虐待通告対応件数	9,103
	医療機関経由の虐待通行対応件数	169

※1 総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数
令和4年（1月1日から同年12月31日まで）

※2 厚生労働省 令和4年（2022）人口動態統計（確定数） 第3表-1、2

Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 0

未実施自治体 | 3. 横浜市子ども青年局こどもの権利擁護課

横浜市では市内病院のCPT運営の均一化・高度化を目的として、市内12医療機関のネットワーク会議を開催。地域医療機関の虐待対応力が向上し、重篤ケースの減少した。

独自事業を開始したきっかけ/経緯

- 平成25年に市内12の医療機関の小児科が主体となり、市内病院の均一なCPT体制を目的として、ネットワーク会議が発足。
- 平成26年に横浜市の要対協代表者会議（横浜市子育てSOS連絡会）において、上記ネットワーク会議が市のネットワーク会議として承認され、市の事業として成立。

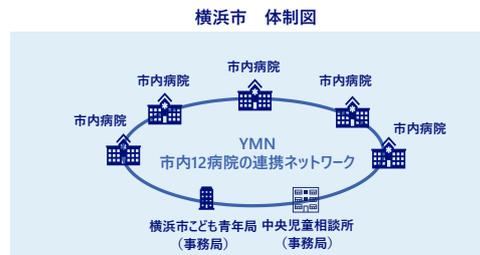
独自事業の内容（横浜市児童虐待防止医療ネットワーク(YMN)事業）

市内12の医療機関のネットワーク会議（横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN））を組成し、定例会など下記の取組を実施。会議開催等にかかる事務局業務は市子ども青年局こどもの権利擁護課及び中央児童相談所にて実施。

- 標準化部会（年2回開催）**
YMN参加医療機関のCPTの運用や事例対応の標準化を目的として、参加医療機関が持ち回りで症例を提供し、検討する他、関係機関との連携の在り方、YMNの活動計画等についても議論。
参加者） YMN参加医療機関、検討事例の担当児童相談所職員
- 情報交換部会（年1回開催）**
YMN参加医療機関のCPT運営レベルを維持・向上を目的として、参加医療機関が持ち回りでCPTの運営状況や行政との連携について情報提供、検討。
参加者） YMN参加医療機関
- CDR関連部会（年1回開催）**
不審死事例に関する症例検討、市内ネットワークの構築を目的として、市内の重篤事例の検証、関係機関の現状に関する共有等を実施。
参加者） YMN参加医療機関、県警、検察
- 研修の開催（年1回）**
市全体の虐待対応力向上を目的とし、BEAMS研修を実施。
参加者） 医療機関、母子保健、子育て関連業務従事者

独自事業の成果・課題、本事業未実施の理由

	市
成果	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関と児童相談所の相互理解が進み、連携が円滑化した 地域医療機関の虐待対応力が向上し、早期発見・予防事例が増えた結果、重篤ケースが徐々に減少している
課題	<ul style="list-style-type: none"> 地域の医療機関の児童虐待対応に対する意識の更なる向上
本事業未実施理由	<ul style="list-style-type: none"> 既にYMN（市内12医療機関）を中心とした医療機関の連携体制が構築されているため、拠点病院を1か所に定める本事業の実施は困難



Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved. NRI 1

第3章

アンケート調査

1. 調査手法

1-1 アンケート調査の概要

(1) 調査対象

本事業の実施主体となりうる47都道府県及び20指定都市を対象とした。

(2) 調査方法

47都道府県及び20指定都市に対してメールを通じてアンケート調査票を送付し、実施した。

(3) 調査方法

調査項目は以下の通りである、なお、巻末の参考資料①に調査票を掲載する。

■ 自治体内の医療体制

- 病院/一般診療所数
- 小児科を標榜する病院/一般診療所数
- 産婦人科・産科を標榜する病院/一般診療所数
- 救急指定病院として指定されている施設数
- 養育支援体制加算の届出医療機関数

■ 児童相談所/市町村における相談対応状況

- 児童相談所/市町村における相談対応件数
- 上記のうち、医療機関より相談を受けて対応した件数
- 児童相談所/市町村における虐待相談対応件数
- 上記のうち、医療機関より相談を受けて対応した件数
- 医療機関からの虐待通告に関する課題

■ 本事業の実施状況

- 本事業実施有無
- 本事業の実施内容（令和4年度）、事業評価指標の有無、今後の実施方針
- 本事業実施上の課題
- 拠点病院の要保護児童対策地域協議会への参加有無

■ 本事業未実施自治体の状況

- 未実施理由
- 今後の実施方針
- 実施に向けて障壁となっている条件

- 児童虐待に関して地域の中核を担う医療機関の有無
- 上記中核医療機関と自治体との連携の有無・内容
- 上記中核医療機関とその他地域の医療機関との連携の有無・内容

■ 本事業類似の取組

- 自治体が主体となって実施している本事業類似の取組の有無・内容・事業費
- 自治体以外が主体となって実施している本事業類似の取組の有無・内容・実施主体

■ 本事業に関する庁内連携状況

- 本事業もしくは本事業に類似する取組を検討する際の、庁内関係課との検討・調整の有無
- 検討・調整を行う関係課
- 庁内関係課との検討・調整を行っていない理由

(4) 調査期間

令和5年11月6日から令和5年11月24日にかけて実施した。

(5) 回収結果

調査対象67自治体のうち、有効回答数は55自治体で、有効回答率は82.1% (=55/67) となった。

以下、主要な調査項目に関する調査結果について、次ページ以降で考察を行う。なお、すべての設問の単純集計結果については、巻末の参考資料を参照いただきたい。

2. 調査結果

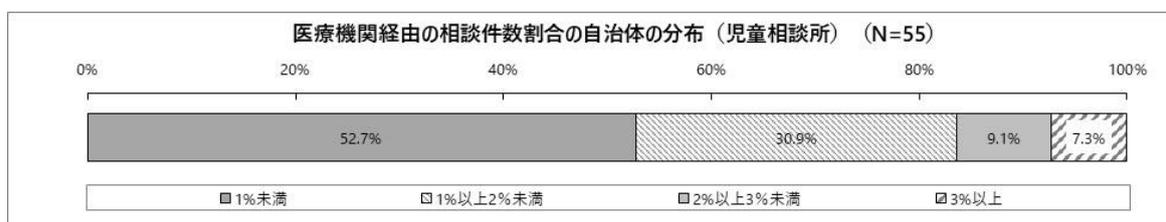
2-1 アンケート調査の概要

(1) 児童相談所及び市町村への相談・通告状況

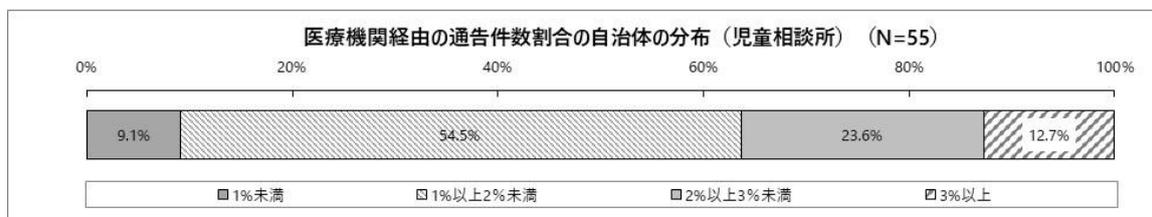
令和4年度の児童相談所の相談対応件数に占める、医療機関経由での相談件数の割合は1%未満と回答した自治体が5割を上回った。

令和4年度の児童相談所の虐待相談対応件数に占める、医療機関経由の虐待相談件数の割合は1%以上2%未満と回答した自治体が5割を上回り、1%未満と回答した自治体は1割を下回った。

図表 13 質問 4 (1) (2) 医療機関経由の相談件数割合の自治体の分布
(児童相談所)



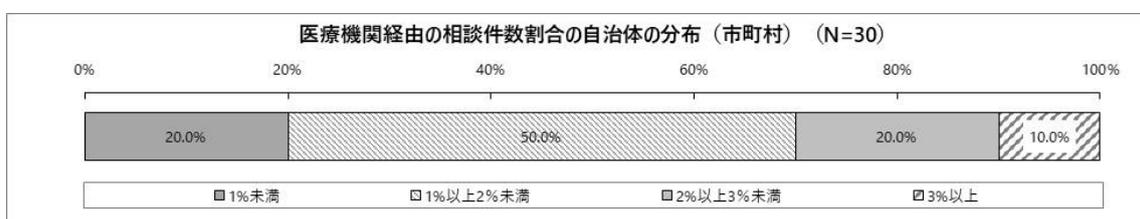
図表 14 質問 4 (3) (4) 医療機関経由の通告件数割合の自治体の分布
(児童相談所)



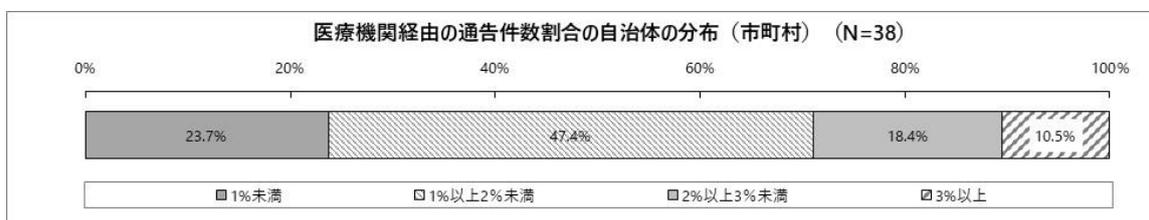
令和4年度の市町村の相談対応件数に占める、医療機関経由の相談件数の割合は1%以上2%未満と回答した自治体が5割となり、1%未満と回答した自治体と2%以上3%未満と回答した自治体がともには2割となった。

市町村の虐待相談対応件数に占める、医療機関経由の虐待相談対応件数については、1%未満と回答した自治体が数%多いものの、市町村の相談対応件数に占める医療機関経由の相談件数の割合と概ね同じ傾向を示している。

図表 15 質問 5 (1) (2) 医療機関経由の相談件数割合の自治体の分布
(市町村)



図表 16 質問 5 (3) (4) 医療機関経由の通告件数割合の自治体の分布
(市町村)



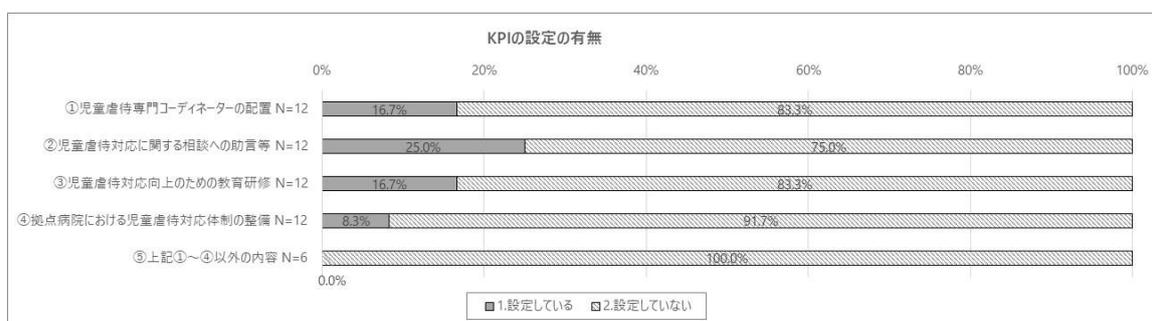
(2) 本事業の実施状況

本事業実施自治体における具体的な実施内容については、アンケート調査でも聴取しているが、第2章ヒアリング調査にて詳細に記載しているため、本章では取り上げない。

本事業のKPI⁴としては、「(2) 児童虐待対応に関する相談への助言等」について設定している自治体が25%と最も多く、地域の医療機関から拠点病院への相談件数を指標として設定されていた。

その他、「(1) 児童虐待専門コーディネーターの配置」では児童相談所への通告件数が、「(3) 児童虐待対応向上のための教育研修」では研修会の実施回数がKPIとして設定されていた。

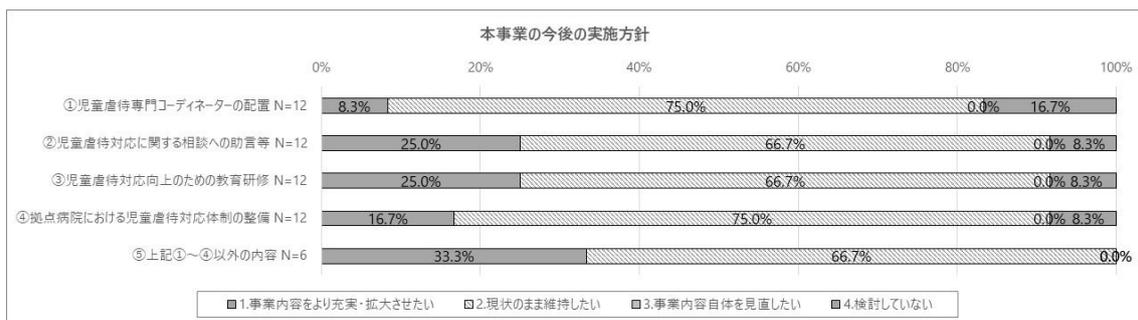
図表 17 質問 7 (2) KPI の設定有無
(本事業を実施している自治体のみ回答)



⁴ Key Performance Indicator (重要業績評価指標) の略。目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定するための指標。

本事業の今後の実施方針については、実施内容ごとに多少の差異はあるものの、概ねいずれの実施内容についても7割程度が現状維持、2割程度が事業内容をより充実・拡大させたいと回答した。

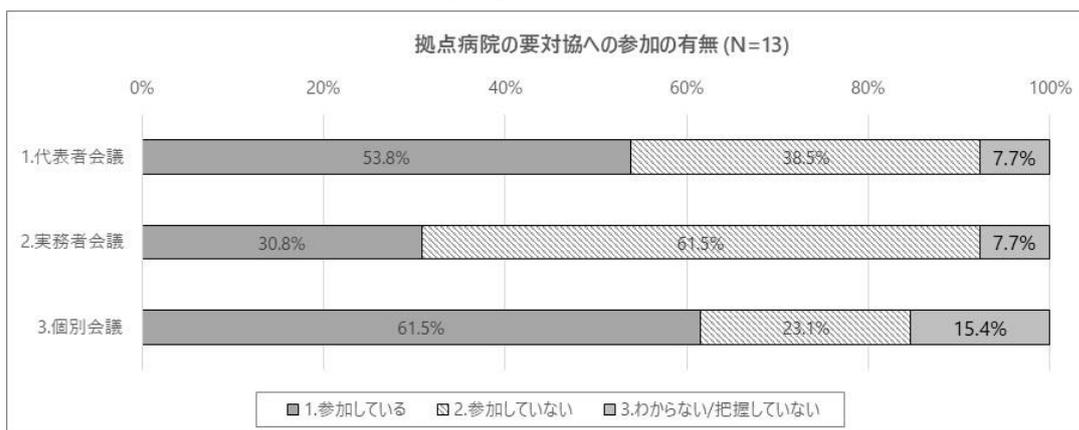
図表 18 質問 7 (3) 本事業の今後の実施方針
(本事業を実施している自治体のみ回答)



本事業実施自治体の拠点病院のうち、5割以上が要保護児童対策地域協議会の代表者会議に、6割以上が個別ケース検討会議に参加しており、拠点病院は医療機関が関係する個別ケースを中心に関わりを持っていることが分かった。

一方、実務者会議については不参加の拠点病院が6割以上と、不参加の拠点病院の割合が高くなっていった。

図表 19 質問 9 本事業の拠点病院の要保護児童対策地域協議会への参加状況
(本事業を実施している自治体のみ回答)



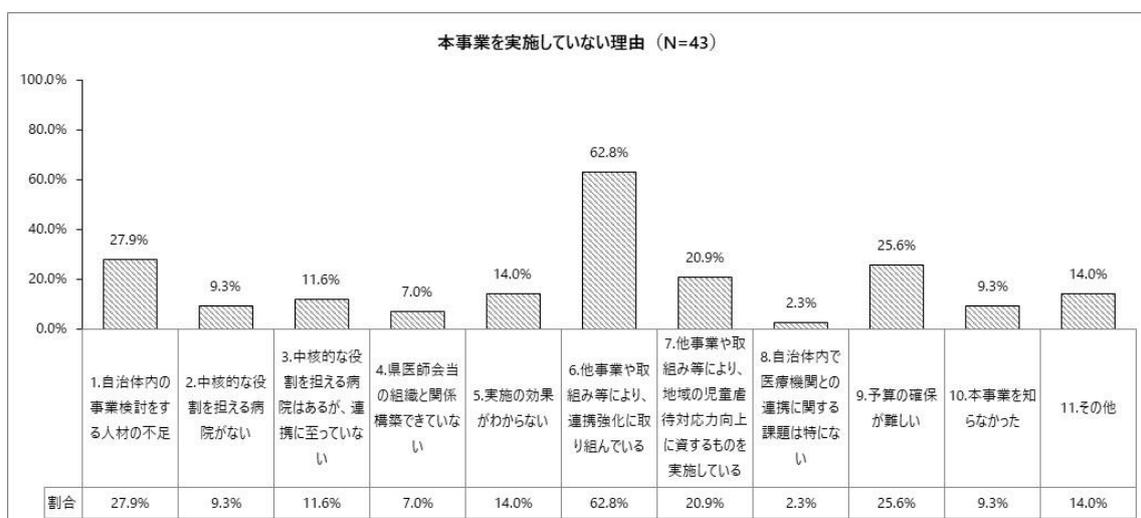
(3) 未実施自治体の本事業に関する検討状況

本事業を実施していない理由として、「6. 他事業や取組等により、連携強化に取り組んでいる」ことをあげる自治体がもっとも多く、約6割となっていた。次いで、「1. 自治体内の事業検討をする人材の不足」、「9. 予算の確保が難しい」ことをあげる自治体が多く、いずれも2.5割程度となっていた。

また、「どのような条件が整えば、本事業を実施しやすくなるのか（自由回答）」という設問に対しては、人材の確保（自治体において本事業を検討する人材やコーディネーターや事務局など医療機関側の人材）、予算の確保などリソース不足しているという声が多く自治体から挙げられた。

その他、拠点病院を1つに設定することが難しいことや拠点病院を委託できる地域の児童虐待対応における中核的な役割を果たす医療機関がないこと等本事業の核となる拠点病院に関する課題、本事業の具体的な取組内容や成果がわからないため検討が進められないという情報不足に関する課題に言及する自治体もあった。

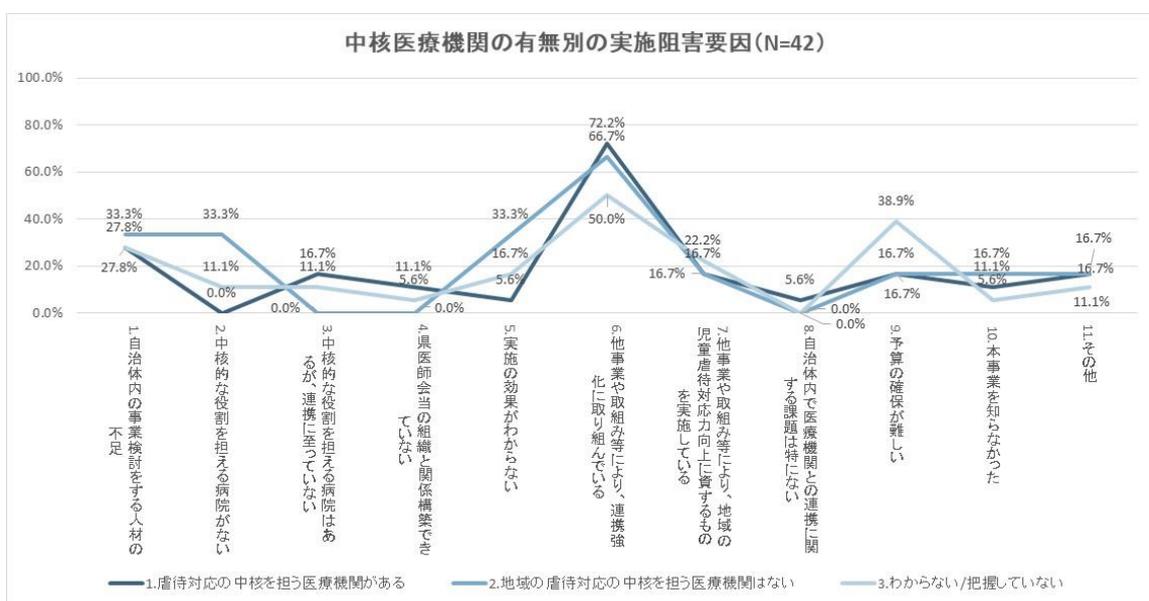
図表 20 質問 10 (1) 本事業を実施していない理由（複数回答）
（本事業を実施したことがない自治体のみ回答）



本事業を実施していない理由について、地域の虐待対応の中核を担う医療機関の有無別にみると、「虐待対応の中核を担う医療機関がある」「虐待対応の中核を担う医療機関はない」と回答した自治体では、「6. 他事業や取組等により連携強化に取り組んでいる」と約7割が回答した。また、「虐待対応の中核を担う医療機関がある」と回答した自治体においては、「6. 他事業や取組等により連携強化に取り組んでいる」以外に多くの自治体が選択した回答はないが、「虐待対応の中核を担う医療機関はない」と回答した自治体においては、「2. 中核的な役割を担える病院がない」ことを理由としてあげた自治体が3割程度あった。

一方、「わからない把握していない」と回答した自治体においても、「6. 他事業や取組等により連携強化に取り組んでいる」と回答した自治体の割合は他の未実施の理由よりも高いものの、約5割である。また、「10. 予算の確保が難しい」と未実施理由をあげた自治体は、虐待対応の中核を担う医療機関の有無について「わからない把握していない」と回答した自治体の方が、「虐待対応の中核を担う医療機関がある」「虐待対応の中核を担う医療機関はない」と回答した自治体よりも多くなっている。

図表 21 質問 11 (1) 地域の虐待対応の中核を担う医療機関の有無別の
質問 10 (1) 本事業を実施していない理由



本事業を実施していない自治体のうち、自治体主催で医療機関向け児童虐待防止事業を実施している自治体は図表 22の通りとなっており、医療機関を対象とした研修を実施する未実施自治体が5か所、関連機関との連携会議を開催する自治体が3か所となっていた。

図表 22 質問 12 (1) 医療機関を対象とした児童虐待防止事業 (自治体主催)
(自由回答)

カテゴリ	#	事業名	事業内容	共催者
研修	1	医療機関従事者研修事業	医療機関で児童虐待を発見しやすい体制を整えるとともに、地域の児童虐待対応力の向上を図るため、地域の医療機関従事者を対象として、児童虐待等に関する研修を実施する。	—
	2	医療機関職員向け研修	それぞれの機関の取組報告/虐待対応についての研修	児童相談所・医療機関・保健所
	3	児童虐待早期発見体制強化事業	医師向け虐待対応強化研修の実施	—
	4	児童虐待対策体制強化研修事業 (分野別・連携強化研修)	医療機関と児童相談機関が、必要な専門知識を身に付け、具体的な連携方法等を学ぶための研修を実施	—
	5	医師による子ども虐待対応のための研修会	医療機関 (医師、看護師、SW等)、児童福祉業務に携わっている者を対象とした、医師による研修会	—
連携会議	1	児童虐待防止医療機関ネットワーク会議	ネットワーク会議として情報共有	—
	2	基幹病院連絡会議	会議を行い、医療機関と県との児童虐待防止等に対する認識や情報の共有化を図っている。	県内医療機関11か所
	3	児童虐待防止医療ネットワーク	標準化部会 (12中核病院が持ち回りで事例提供。年2~3回) 情報交換部会 (年1回)、CDR関連部会 (年1回)、研修会 (年1回) 事務局は虐待対策課と中央児童相談所虐待対応地域連携課。	12中核医療機関の小児科が主体のネットワーク。
その他	1	医療機関の病床確保による一時保護機能強化事業	児童相談所が一時保護委託できる病床を確保し、事前に医療等の情報がない児童のアセスメントや、病状が不安定な児童の服薬管理等を医療機関で実施することにより、一時保護を必要とする児童の保護を適切に行う。	県内医療機関5か所 ※いずれも形態は「委託」
	2	養育支援ネット事業 (保健所保健指導機能強化事業)	県における母子保健医療情報提供システム。対象者に虐待を受ける恐れのある児を含む。	—

本事業を実施していない自治体のうち、自治体以外が主体となって医療機関向け児童虐待防止の取組を実施している自治体は図表 23の通りとなっており、医療機関を対象とした研修を実施する未実施自治体が6か所、関連機関との連携会議を開催する自治体が3か所となっていた。

研修や連携会議など医療機関向け取組の主体は、自治体内の病院が担う自治体が多いが、医師会やNPO法人が主催する自治体もあった。

図表 23 質問 12 (1) 医療機関を対象とした児童虐待防止の取組 (自治体以外主催)
(自由回答)

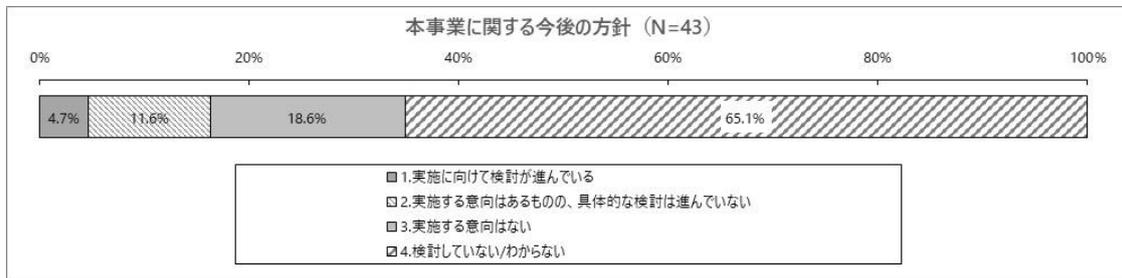
カテゴリ	実施主体	事業内容
研修	医療機関	BEAMS研修 1～3 開催
	医師会	医師や看護師、助産師、保健師等を対象に、児童虐待の発生予防等に関する研修会を年 1 回開催している。
	医療機関	地域医療機関、関係機関を対象にBEAMS研修を開催
	医療機関	県立病院が県域の医療機関、行政、警察等、関係機関を対象に開催する研修
	医療機関	児童虐待防止に関する研修を年1回開催している
	医療機関	系統的全身診察の研修
	連携会議	医療機関
医療機関		福祉、行政、教育、医療など各分野で子育て支援に関わる人を対象に、ネットワークづくり・情報交換の会を年 5～6 回程度実施している。
NPO法人※		各医療機関の C P T 運用の強化、虐待対応におけるスキル向上のための取組発表、児相含む関係機関との連携強化

※子どものためのワンストップセンター(Children's Advocacy Center)

本事業の今後の実施方針については、「4. 検討していない/わからない」という回答が6割以上と最も多く、半数以上の自治体の本事業に関する検討を実施していなかった。

「1. 実施に向けて検討が進んでいる」、「2. 実施する意向はあるものの、具体的な検討は進んでいない」と回答した本事業に前向きな自治体と、「3. 実施する意向はない」と回答した自治体はいずれも2割弱と同程度となった。

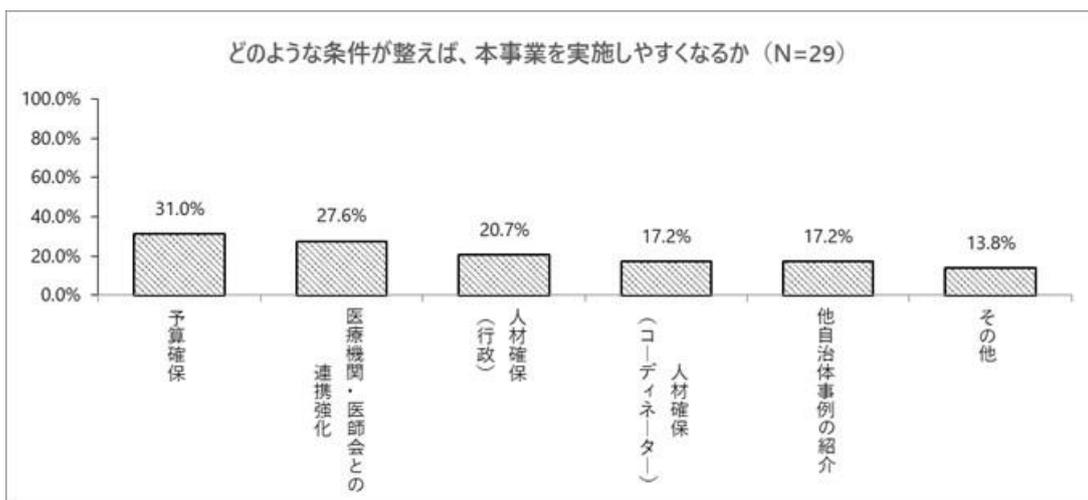
図表 24 質問 10 (2) 本事業の今後の実施方針
(本事業を実施したことがない自治体のみ回答)



どのような条件が揃えば、本事業を実施しやすくなるかという自由回答設問に対しては、予算確保について言及する自治体が31.0%と最も多く、医療機関等との連携強化について言及した回答した自治体が27.6%と二番目に多かった。

その他には、行政側の人材確保やコーディネーター人材の確保、他自治体の事例紹介について言及する自治体があった。

図表 25 質問 10 (3) 本事業を実施しやすくなるための条件 (自由回答)

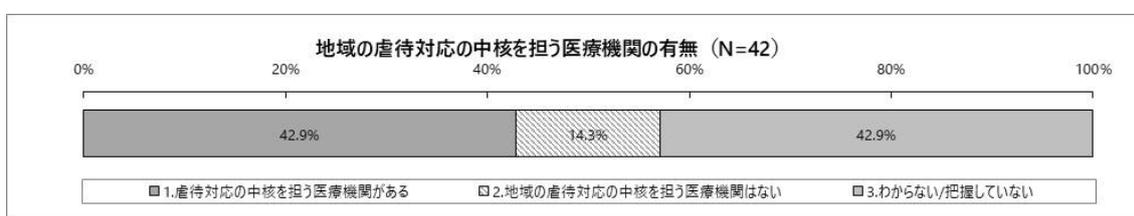


(4) 未実施自治体における医療機関との連携状況

本事業を実施していない自治体のうち、地域の「1. 虐待対応の中核を担う医療機関がある」と回答した自治体が約4割となっていた。一方、「3. わからない/把握していない」と回答した自治体の割合も約4割となっており、地域の中核医療機関が把握できている自治体と同数存在した。

なお、虐待対応の中核を担う医療機関があると回答した自治体のうち、中核医療機関として医療機関を複数挙げた自治体と、1か所だけ挙げた自治体は、約半数ずつとなっていた。

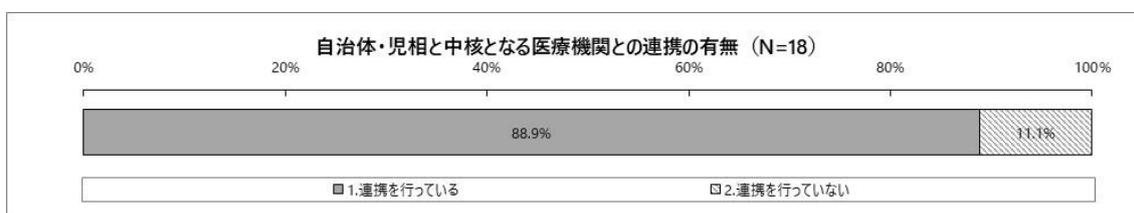
図表 26 質問 11 (1) 地域の虐待対応の中核を担う医療機関の有無
(本事業を実施したことがない自治体のみ回答)



地域の虐待対応の中核を担う医療機関が存在する自治体のうち、約9割が中核医療機関と自治体・児相との連携を行っていると回答した。

連携における具体的な内容としては、県児童福祉担当課や児童相談所、市町村等との定期的な会議開催をあげる自治体が多く、一部自治体では警察や検察等も交えた多機関連携会議も実施していた。

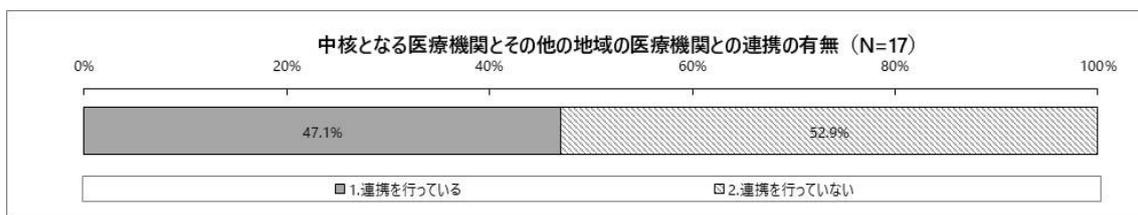
図表 27 質問 11 (2) 中核医療機関と自治体間の連携の有無
(虐待対応の中核を担う医療機関があると回答した自治体のみ回答)



一方、中核医療機関と地域の医療機関の連携が行われていると回答した自治体は、5割弱に留まった。

中核医療機関と地域の医療機関の連携の具体的な内容としては、症例検討会などが実施されていた。一部の自治体では、中核医療機関と地域の医療機関の連携の場に、その他関係機関（県児童福祉担当課や市町村、児童相談所、警察、検察等）も参加していた。

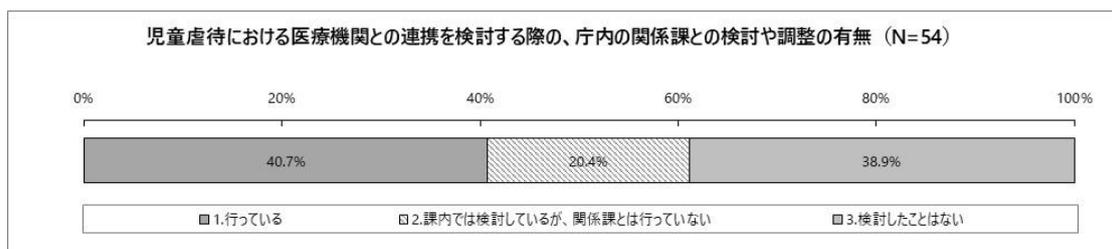
**図表 28 質問 11 (3) 中核医療機関と地域の医療機関の連携の有無
(虐待対応の中核を担う医療機関があると回答した自治体のみ回答)**



(5) 児童虐待における医療機関連携に関する庁内連携

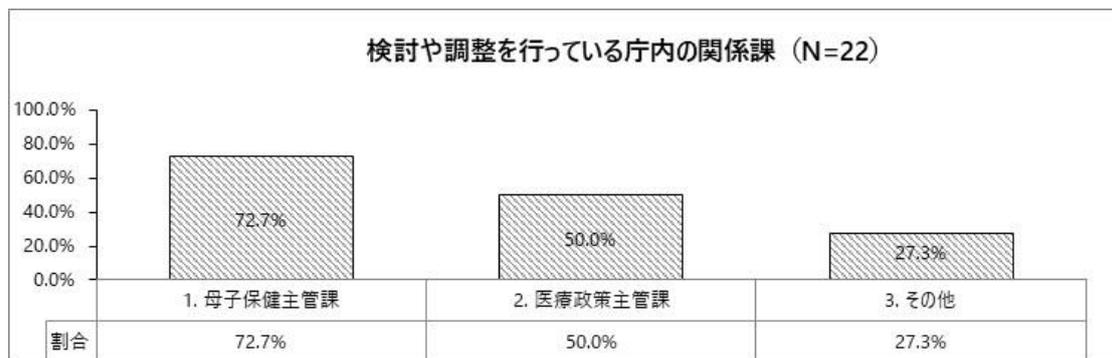
児童虐待における医療機関との連携について施策を検討する際に、庁内の関係課との検討や調整を実施する自治体と検討したことのない自治体がいずれも4割程度となっていた。

**図表 29 質問 13 (1) 児童虐待における医療機関との連携施策を検討する際の
庁内関係課との検討・調整の有無**



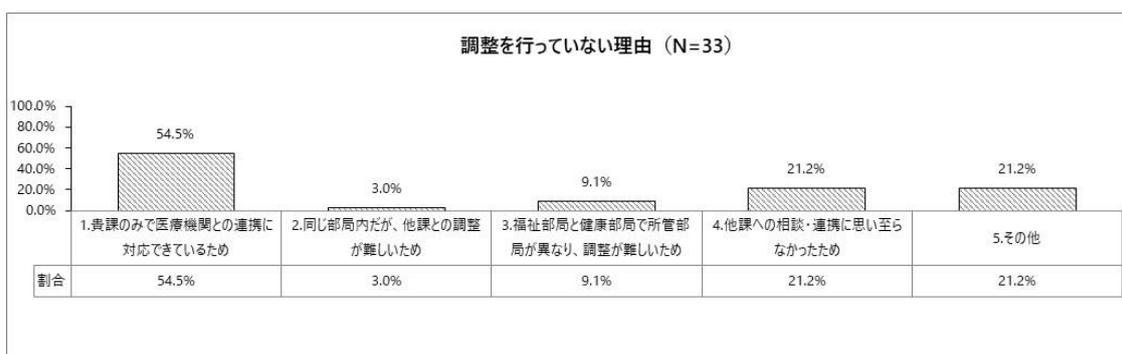
庁内の関係課と検討や調整を実施している自治体における連携先の課としては、母子保健主管課が7割以上と最も多く、次いで医療政策主管課が5割となった。

図表 30 質問 13 (2) 検討や調整を行っている庁内の関係課 (複数回答)
(質問 13 (1) にて「1. 行っている」と回答した自治体のみ回答)



庁内の関係課と検討や調整を行っていない理由としては、課内で医療機関との連携に対応できているためという回答がもっとも多く、5割以上を占めた。次いで、他課への相談、連携に思い至らなかったためという回答が多く、約2割を占める。

図表 31 質問 13 (2) 庁内の関係課と検討や調整を行っていない理由 (複数回答)
(質問 13 (1) にて「2. 課内では検討しているが、関係課とは行ったことがない」、
「3. 検討したことがない」と回答した自治体のみ回答)



第4章 総括

1. 総括

1-1 児童虐待防止医療ネットワーク事業について

(1) 本事業実施自治体に対する調査結果の総括

i) 実施体制

本事業では、1か所もしくは2か所の拠点病院を中心とした事業実施体制が構築されているが、一部自治体では、自治体の面積や人口、医療資源の状況、既存の医療機関間ネットワークの有無など自治体の状況に対応する形で、拠点病院に準ずる役割を持つ医療機関を設定する等、独自の実施体制が構築されていた。

具体的には面積が広い自治体や人口が多い自治体においては、拠点病院にて地域全体の相談を受けることが困難なため、二次医療圏ごとに拠点病院の補助的な役割を担う協力病院を設定し、二次医療圏内の医療機関からの相談は、拠点病院ではなく協力病院で対応する、といった対応がとられているケースがあった。

また、本事業開始以前から地域の医療機関間ネットワークが構築されていた自治体においては、拠点病院以外の医療機関間ネットワーク構成医療機関も地域の医療機関からの相談対応を実施する、児童虐待対応力向上のための教育研修の計画など本事業の事業計画の検討を行う等、既存の医療機関間ネットワークを活かす形で本事業を実施しているケースもあった。

ii) 実施内容

実施内容については、実施要綱の内容に加え、本事業の実施効果を高めるための取組を実施している自治体も多くみられた。

例えば、地域の医療機関からの児童虐待対応に関する相談への助言については、地域の医療機関に対して拠点病院にて相談対応を行っていることを周知するため、相談専用の様式を作成し、医師会を通じて県内の全医療機関に対して配布するといった取組などが見られた。

児童虐待対応力向上のための教育研修についても、要綱に定められた地域の医療機関の医師以外にも、児童相談所や保健センター、県警、検察、教育機関等様々な関係機関に参加を呼び掛ける自治体が多く見られ、地域の医療機関の虐待対応力向上だけでなく、地域全体の虐待対応力向上を図る場として活用されていた。また、一部自治体においては、研修を対面で実施することにより、地域関係機関間の関係性構築のきっかけとする、地域の医療機関と地域の関係機関によるパネルディスカッションを実施することにより相互理解を醸成する、等の取組も行われていた。

上記のような本事業の実施要綱に沿った取組に加え、本事業実施自治体の多くで、実施要綱に定められていないが、本事業の目的に資する独自の取組が実施されていた。

具体的には、児童虐待対応に関するマニュアルを作成し、地域の医療機関に配布す

る、地域の医療機関と地域の関係機関（児童相談所や市町村の児童虐待対策担当課・母子保健担当課、警察、検察、教育機関等）との連携強化を目的として定期的に会議体を開催する、等の取組が多く見られた。

iii) 実施による成果

本事業の実施による成果としては、拠点病院を中心として、地域の医療機関・関係機関間の関係性が強化され、地域全体としての虐待対応力が向上したという意見が多くあげられた。また、地域の医療機関の虐待対応に関する意識が向上した結果、地域の医療機関からの通告件数の増加など、定量的な効果が出ている自治体もあった。

もっとも、地域の医療機関から市町村等への情報提供や相談は、現状では虐待には至っていないが、すこし気になる親子や家庭など幅広く行われており、医療機関として対応している件数は、虐待通告件数だけではないと考えられる。本事業により医療機関の児童虐待につながり得るリスク要因に気づく力が向上した結果、虐待ケースとなる前に市町村等へ情報連携できるようになり、虐待通告件数は減少したと回答した医療機関もあった。

そのため、医療機関からの通告件数の増加のみが実施成果ではないことには留意が必要である。

iv) 実施上の課題

本事業実施上の課題としては、地域の医療機関（診療所等）に対して本事業の周知が十分に実施できておらず、地域の医療機関から拠点病院への相談件数が少ないことを挙げる自治体が多くあった。

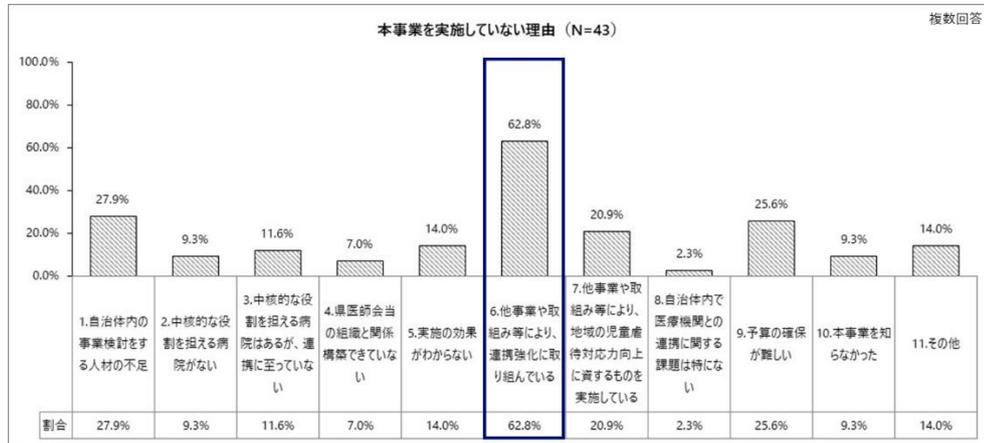
また、本事業の実施により拠点病院が地域の虐待対応の中心として認識された結果、地域の虐待ケースが拠点病院に一極集中してしまい、拠点病院の負担が重くなっていることを課題として挙げた自治体もあった。その他にも拠点病院・地域の医療機関と行政機関（児童相談所、市町村）を含めた地域の関係機関との更なる連携強化が課題として挙げられた。

上記のような課題に対しては、本事業で構築されたネットワークに、診療所等の地域の医療機関や関係機関（市町村や警察、検察、保育所等）をさらに巻き込んでいくことが求められる。具体的には、地域の医療機関の虐待対応力に関する課題に対しては、本事業と要保護児童対策地域協議会等の関連する児童虐待対応施策と連携の上、対応を進めていくことが求められる。

(2) 本事業未実施自治体に対する調査結果の総括

本事業を実施していない理由としては、「他事業や取組等により連携強化に取り組んでいる」ためと回答した自治体が最も多く、62.8%となっていた。

図表 32 質問 10 (1) 本事業を実施していない理由 (複数回答)
(本事業を実施したことがない自治体のみ回答)



他事業及び取組としては、医療機関を対象とした研修を実施している自治体もともと多く10自治体、次点で医療機関間や医療機関と関係機関間の連携会議を行っている自治体が8自治体あった。

医療機関間や医療機関と関係機関間の連携会議を実施している未実施自治体からは、既に自治体内の複数医療機関間の連携体制が構築されているため、拠点病院を1か所に定めることが難しく、本事業を実施していないとの意見があがった。

本事業の実施に向けては、拠点病院となる地域の虐待対応の中核を担う医療機関との検討が必要となるところ、未実施自治体からは本事業の拠点病院となりうる医療機関を把握できていないため、自治体内の医療機関と本事業の実施に向けた検討が進められていない、という意見もあがった。なお、なぜ自治体内での地域の虐待対応の中核を担う医療機関が把握できていないか、ということまでは今回の調査では明らかにできていない。

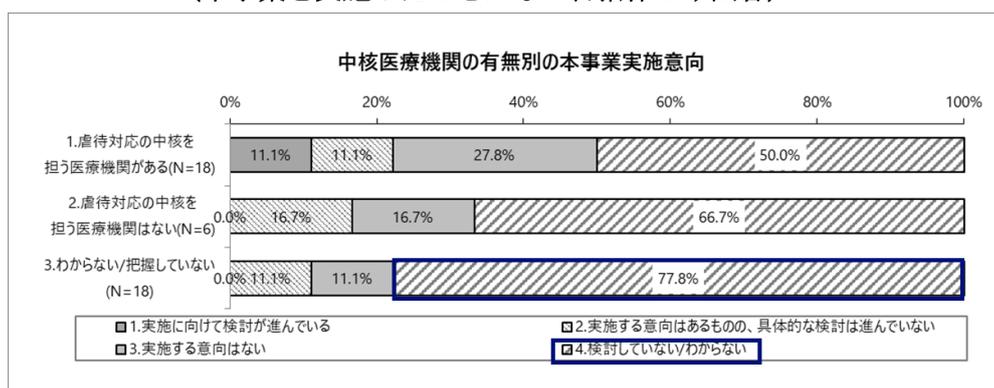
自治体内に虐待対応の中核を担う医療機関があるか「わからない/把握していない」と回答した自治体においては、本事業の実施について「検討していないわからない」と回答した自治体が77.8%、「実施に向けた検討が進んでいる」と回答した自治体の割合が0%、「実施する意向はない」と回答した自治体の割合が11.1%となっている。

一方、自治体内に「虐待対応の中核を担う医療機関がある」と回答した自治体においては、「検討していないわからない」と回答した割合は50.0%となり、代わりに「実施に向けた検討が進んでいる」と回答した自治体の割合が11.1%、「実施する意向はない」と回答した自治体の割合が27.8%と高くなる。

自治体内に「虐待対応の中核を担う医療機関がある」と回答した自治体と、自治体内に虐待対応の中核を担う医療機関があるか「わからない/把握していない」と回答した自治体の本事業検討状況を比較すると、自治体内に虐待対応の中核を担う医療機関があるか「わからない/把握していない」と回答した自治体では、事業の実施に向けた検討が開始できず、本事業を実施する/実施しないという判断まで至っていないことが読み取れる。

そのため、本事業の推進にあたっては、上記のような地域の虐待対応の中核を担う医療機関が把握できていない未実施自治体に対して、地域の虐待対応の中核を担う医療機関の把握及び関係者との顔の見える関係づくり（定期的な連携の場の設定など）を支援していくが求められる。

図表 33 質問 11 (1) 地域の虐待対応の中核を担う医療機関の有無別の質問 10 (1) 本事業を実施していない理由
(本事業を実施したことがない自治体のみ回答)



その他、未実施自治体からは、本事業を実施しやすくなるための条件として、実施自治体における具体的な取組内容、取組成果のイメージがつかないため、どのように検討を進めて良いかわからないといった課題も挙げられており、本事業の推進に向けては、実施自治体における具体的な事業内容・成果に関する情報提供が必要と考えられる。

なお、上記のような実施自治体における具体的な取組内容・取組成果について知りたいというニーズは、本事業を実施している自治体からも挙げられており、実施自治体における具体的な事業内容・成果に関する情報提供は、未実施自治体だけでなく、実施自治体における検討にも資すると考えられる。

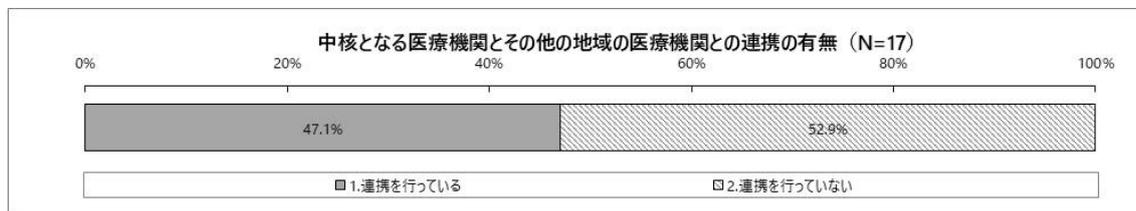
また、本事業は虐待対応主管課と母子保健主管課を横断する事業であり、さらに医療機関を委託先とすることから医療政策主管課にも関連する事業となっている。その

ため、本事業の効果的な実施に向けては、庁内の関係課との連携が重要であるところ、児童虐待における医療機関との連携を検討する際に、庁内の関係課との検討や調整を行っている自治体は47.1%と半分以下であった。

追加でヒアリングを実施し、庁内の関係課との連携が実施されている自治体では、本事業の効果的な実施に向けて、下記のような取組が行われていることがわかった。

- ・本事業における研修や講演会等の情報を、本事業の主管課（児童福祉主管課）から庁内の関係課（母子保健担当課）に共有。
- ・本事業は児童福祉主管課で所管しているが、医療関係施策を所管している医療政策課と連携し、自治体内の医療機関に対して本事業の啓発を実施。具体的には、医療政策課にてつながりのある小児科医療機関を介して、児童福祉主管課より学会や医師会に対して、研修等にて本事業の紹介や虐待に関する研修を実施するよう依頼。
- ・医療政策課が開催している小児医療提供体制検討会議へ本事業の所管である児童福祉主管課も参加し、本事業の必要性について議論の上、県における医療提供体制の整備の方向性等を示す第8次保健医療計画に盛り込むための検討を実施。

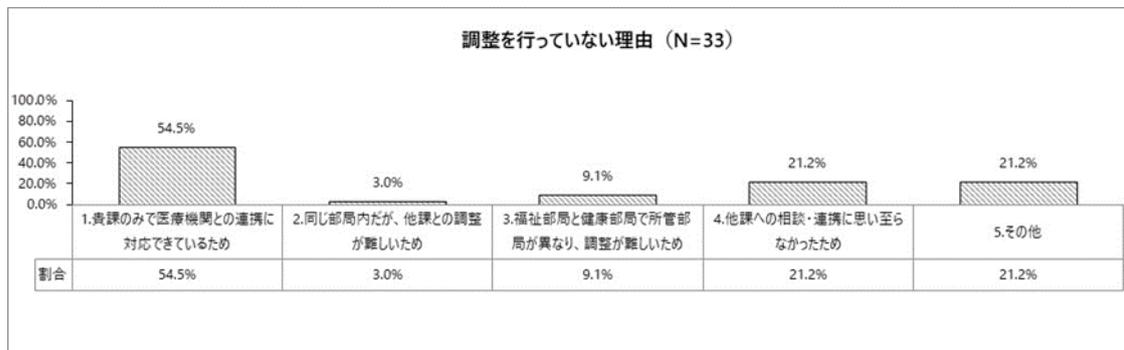
**図表 34 質問 13 (1) 児童虐待における医療機関との連携施策を検討する際の
庁内関係課との検討・調整の有無**



さらに、庁内の関係課との検討や調整を行っていない自治体のうち、21.2%は庁内他課との相談・連携に思い至らなかったと回答しており、庁内の関係部署との連携が十分になされていない状況が読み取れる。

そのため、本事業の推進にあたっては、まずは庁内の関係課との連携を推進する取組も重要であると考えます。

図表 35 質問 13 (2) 庁内の関係課と検討や調整を行っていない理由 (複数回答)



参考資料①
アンケート調査票

質問1 貴市区町村の基本情報についてお伺いします。
未回答 貴都道府県名または貴指定都市名をご記入ください。

都道府県名	質問1回答欄
指定都市名	

質問2 貴都道府県/貴市の医療体制についてお伺いします。(※令和5年10月1日時点でお答えください。)

- 未回答
- 貴都道府県/市内の病院数及び一般診療所数をご記入ください。
 - 貴都道府県/市内の病院及び一般診療所のうち、小児科を維持する施設数をご記入ください。
 - 貴都道府県/市内の病院及び一般診療所のうち、産婦人科・産科を維持する施設数をご記入ください。
 - 貴都道府県/市内の病院のうち、救急指定病院として指定されている施設数をご記入ください。
 - 貴都道府県/市内の病院のうち、養育支援体制加算の届出医療機関数をご記入ください(把握していない場合は、記入は不要です)。

質問2回答欄	
病院	一般診療所
(1) 病院数/一般診療所数	(箇所)
(2)のうち、小児科を維持する施設数	(箇所)
(3)のうち、産婦人科・産科を維持する施設数	(箇所)
(4)のうち、救急指定病院	(箇所)
(5)のうち、養育支援体制加算の届出医療機関数	(箇所)

質問3 貴都道府県/貴市の児童相談所における相談対応件数についてお伺いします。(※令和4年度の福祉行政報告例にて報告した数字をご記入ください。)

未回答 (※都道府県内に指定都市がある場合は、指定都市の児童相談所の相談対応件数/虐待相談対応件数を含まない件数をご記入ください。)

- 未回答
- 貴都道府県/貴市の児童相談所における相談対応件数をご記入ください。

質問3(1)回答欄	(件)
-----------	-----

- 未回答
- 貴都道府県/貴市の児童相談所における相談対応件数のうち、医療機関より相談を受けて対応したケースの件数をご記入ください。

質問3(2)回答欄	(件)
-----------	-----

- 未回答
- 貴都道府県/貴市の児童相談所における虐待相談対応件数についてご記入ください。

質問3(3)回答欄	(件)
-----------	-----

- 未回答
- 貴都道府県/貴市の児童相談所における虐待相談対応件数のうち、医療機関より通告を受けたケースの件数をご記入ください。

質問3(4)回答欄	(件)
-----------	-----

質問4 こちらの質問には、都道府県の担当者のみお答えください。
 貴都道府県の市区町村における相談対応件数についてお伺いします。（※令和4年度の福祉行政報告例にて報告した数字をご記入ください。）

未回答 (1) 貴都道府県の市区町村における相談対応件数をご記入ください。

未回答

質問4 (1) 回答欄	(件)
-------------	-----

未回答 (2) 貴都道府県の市区町村における相談対応件数のうち、医療機関より相談を受けて対応したケースの件数をご記入ください。

未回答

質問4 (2) 回答欄	(件)
-------------	-----

未回答 (3) 貴都道府県の市区町村における虐待相談対応件数についてご記入ください。

未回答

質問4 (3) 回答欄	(件)
-------------	-----

未回答 (4) 貴都道府県の市区町村における虐待対応件数のうち、医療機関より通告を受けたケースの件数をご記入ください。

未回答

質問4 (4) 回答欄	(件)
-------------	-----

質問5 医療機関からの虐待通告に関する課題をご記入ください。

未回答

質問5回答欄

質問6 貴都道府県/貴市における、児童虐待防止医療ネットワーク事業(以下、「本事業」という。)の実施状況をご回答ください。

未回答

- 1.実施している
- 2.過去に実施していたが、現在は実施していない
- 3.実施したことはない

質問6回答欄

質問7 質問6にて、「1.実施している」と回答した方にお伺いいたします。

未回答

(1) 本事業の令和4年度の事業内容について実施状況をご記入ください。

未回答

(2) (1)にて回答いただいた本事業の実施内容について、事業評価指標を設定しているか、ご回答ください。具体的な事業評価指標をご記入ください。

未回答

1.設定している

2.設定していない

(3) 本事業の事業内容について、今後の実施方針をご回答ください。

未回答

1.事業内容をより充実・拡大させたい

2.現状のまま維持したい

3.事業内容自体を見直したい

4.検討していない

事業内容	質問7(1) 回答欄			質問7(2) 回答欄		質問7(3) 回答欄
	回答例	実施状況	回答欄	事業評価指標の有無	事業評価指標の内容	今後の実施方針
① 児童虐待専門コーディネーターの配置	MSSWを専属で1人配置					
② 児童虐待対応に関する相談への助言等	県内の医療機関からの児童虐待疑いの子どもへの対応方法に関する相談に、年12件対応					
③ 児童虐待対応向上のための教育研修	地域の医療機関を対象に拠点病院の医師が研修(BEAMS)を年3回実施					
④ 拠点病院における児童虐待対応体制の整備	CITも院内に設置し、空期会館を年6回、新入職員向けの研修会を年4回実施					
⑤ 上記①～④以外の内容	拠点病院が児相に対して、年1回、病院における児童虐待対応について研修を実施					

質問8 質問6にて、「1.実施している」と回答した方にお伺いいたします。

未回答

本事業を実施する上での課題について、ご記入ください。

質問8回答欄

質問9 質問6にて、「1.実施している」と回答した方にお伺いいたします。

未回答

本事業の拠点病院が要保護児童対策地域協議会に参加しているかについて、ご回答ください。

1.参加している

2.参加していない

3.わからない/把握していない

質問9回答欄

1.代表者名義	2.業務委員会	3.個別ケース検討委員会
---------	---------	--------------

質問10 質問6にて、本事業を12、過去に実施していたが、現在は実施していない。または、3、実施したことはない。と回答した方にお伺いいたします。

未回答

(1) 本事業を実施していない理由について、当てはまるものをすべてご回答ください。

未回答

質問10(1) 回答欄	
1. 県自治体内に本事業の実施に向けた検討をする人材が不足している	
2. 児童虐待対応に関して中核的な役割を担える病院がない	
3. 児童虐待対応に関して中核的な役割を担える病院はあるが、連携をするまでには至っていない	
4. 県医師会等の組織との関係が構築できていない	
5. 実施の効率がわからない	
6. 他の事業や取り組み等により、自治体内の医療機関（児相、要介護等）との連携強化に取り組んでいる	
7. 他の事業や取り組み等により自治体内にある医療機関全体の児童虐待対応向上に資するもの（研修等）を実施している	
8. 自治体内で医療機関との連携に関する課題は特になし	
9. 予算の確保が難しい	
10. 本事業を知らなかった	
11. その他	
（自由回答）	

(2) 本事業に関する今後の方針について、ご回答ください。

未回答

1. 実施に向けて検討が進んでいる
2. 実施する意向はあるものの、具体的な検討は進んでいない
3. 実施する意向はない
4. 検討していない/わからない

質問10(2) 回答欄

(3) 現在は本事業を実施していないが、貴自治体内でどういった条件が整えば、本事業を実施しやすくなるのか、ご回答ください。

未回答

質問10(3) 回答欄	

質問11 質問6にて、本事業を2.運送に実施していたが、現在は実施していない。運送したことはない。回答した方にお伺いします。

未回答 (1) 地域の虐待対応の中核を担う医療機関(虐待ケースへの組織的な対応体制整備がされている、他の医療機関からの児童虐待に関する対応相談体制が整っている等)の有無について、ご回答ください。

※中心となって児童虐待対応を行っている医療機関がある場合は、医療機関をご記入ください。中心となって児童虐待対応を行っている医療機関が複数ある場合は、すべての医療機関をご記入ください。

1.虐待対応の中核を担う医療機関がある (医療機関名:自由回答)

2.地域の虐待対応の中核を担う医療機関はない

3.わからない/把握していない

質問11(1) 回答欄	
中核を担う医療機関の有無	医療機関名(複数ある場合は全て)

(2) (1)にて、「1.虐待対応の中核を担う医療機関がある」とご回答いただいた方にお伺いします。

未回答 貴自治体・児相と中核となる医療機関との間で、連携を行っているか、ご回答ください。連携を行っている場合は、連携の実施内容、参加者、実施頻度をご記入ください。

1.連携を行っている (連携内容・参加者・連携頻度:自由回答)

2.連携を行っていない

質問11(2) 回答欄		
連携の有無	連携の実施内容	参加者
		実施頻度

(3) (1)にて、「1.虐待対応の中核を担う医療機関がある」とご回答いただいた方にお伺いします。

未回答 中核となる医療機関とその他の地域の医療機関との間で、連携を行っているか、ご回答ください。連携を行っている場合は、連携の実施内容、参加者、実施頻度をご記入ください。

1.連携を行っている (連携内容・参加者・連携頻度:自由回答)

2.連携を行っていない

質問11(3) 回答欄		
連携の有無	連携の実施内容	参加者
		実施頻度

質問12 全ての回答者にお伺いいたします。

未回答 (1) 本事業以外で貴郡温厚県/貴市事業にて、令和4年度に児童虐待対応力強化-児童虐待防止に向けて医療機関を対象に実施した事業(研修等の取組を含む)があれば、事業名及び事業内容、共催者の有無、令和4年度の事業費をご記入ください。

未回答 ※事業費(予算)の有無にかかわらず、ご記入ください。また、医療機関等との共催の事業も、ご記入ください。

※記載すべき事業がない場合は、事業名の欄に「なし」とご記入ください。

質問12(1) 回答欄		
事業名	事業内容	令和4年度の事業費

(2) 令和4年度に医療機関等が独自で実施した取組について、把握しているものがある場合は、実施主体及び実施内容をご記入ください。

未回答 ※自治体との共催の事業は含まない(自治体と医療機関等との共催の事業については、(1)にご記入ください。上記事業がない場合は、事業名の欄に「なし」とご記入ください。

※記載すべき事業がない場合は、事業名の欄に「なし」とご記入ください。

質問12(2) 回答欄	
実施主体	実施内容
例)NPO法人	例)県の中核医療機関医療機関間のネットワークを構築している
例)中核的な医療機関	例)地域の全医療機関を対象に虐待に関する研修を年3回実施している

質問13 全ての回答者にお伺いいたします。

未回答

- (1) 貴自治体において、児童虐待における医療機関との連携について、施策を検討する際に、庁内の関係課との検討や調整を行っているかについて、ご回答ください。
- 未回答 1.行っていない
2.課内では検討しているが、関係課とは行っていない
3.検討したことはない

- (2) (1)にて、「1」を行っているとお伺いしたい方にお伺いします。

未回答

検討や調整を行っている庁内の関係課について、**当てはまるものをすべて**ご回答ください。

質問13 (1) 回答欄

質問13 (2) 回答欄
1.母子保健主管課
2.医療政策主管課
3.その他 (自由回答)

- (3) (1)にて、「2」課内では検討しているが、関係課とは行っていない「3」検討したことはないとお伺いしたい方にお伺いします。

未回答

庁内の関係課との検討や調整を行っている理由について、**当てはまるものをすべて**ご回答ください。

質問13 (3) 回答欄
1.単課のみで医療機関との連携に対応できているため
2.同じ部門内だが、他課との調整が難しいため
3.福祉部局と健康部局で所管する部局が異なり、調整が難しいため
4.他課への相談・連携に思い至らなかったため
5.その他 (自由回答)

連絡先

未回答

今後、アンケートの回答結果について問合せやヒアリング等をお願いする場合がございます。つきましては、ご回答いただいた方のお名前・ご所属・ご連絡先をご記入ください。

連絡先回答欄	
1.所属欄(必須)	
2.連絡先(必須)	TEL(必須) 担当者1(必須)
3.回答者氏名(必須)	Mail(必須) 担当者2

参考資料②
単純集計結果

令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
児童虐待防止医療ネットワーク事業及び
医療機関における虐待通告等の実施に関する調査研究事業
単純集計票

■調査対象

日本全国の全都道府県・政令指定都市

■調査方法

電子メールにより調査票を送付・回収

■調査期間

令和5年11月6日～令和5年11月24日

■最終有効回答率

82.1%

質問2 (1)病院数及び一般診療所数、(2)小児科を標榜する施設数、(3)産婦人科・産科を標榜する施設数、(4)救急病院指定の施設数、(5)養育支援体制加算の届け出医療機関数をご記入ください。

(1)病院数及び一般診療所数

病院数	回答数	割合
100未満	23	46.0%
100以上300未満	22	44.0%
300以上500未満	4	8.0%
500以上	1	2.0%
総計	50	100.0%
一般診療所数	回答数	割合
1000未満	23	46.0%
1000以上4000未満	23	46.0%
4000以上7000未満	3	6.0%
7000以上	1	2.0%
総計	50	100.0%

(2)小児科を標榜する施設数

病院数	回答数	割合
25未満	16	32.0%
25以上50未満	23	46.0%
50以上100未満	6	12.0%
100以上	5	10.0%
総計	50	100.0%
一般診療所数	回答数	割合
250未満	31	63.3%
250以上500未満	9	18.4%
500以上1000未満	7	14.3%
1000以上	2	4.1%
総計	49	100.0%

(3)産婦人科・産科を標榜する施設数

病院数	回答数	割合
25未満	35	70.0%
25以上50未満	10	20.4%
50以上100未満	5	10.2%
100以上	0	0.0%
総計	50	100.0%
一般診療所数	回答数	割合
25未満	15	30.6%
25以上50未満	18	36.7%
50以上100未満	9	18.4%
100以上	7	14.3%
総計	49	100.0%

(4)緊急指定病院数

病院数	回答数	割合
50未満	22	44.0%
50以上100未満	20	40.0%
100以上200未満	6	12.0%
200以上	2	4.0%
総計	50	100.0%

(5)養育支援体制加算の届出施設数（一般診療所数は把握自治体なし）

病院数	回答数	割合
5未満	12	66.7%
5以上10未満	3	16.7%
10以上15未満	1	5.6%
15以上	2	11.1%
総計	18	100.0%

質問3 児童相談所における相談対応件数についてお伺いします。

(1)児童相談所の総相談対応件数

	回答数	割合
5000件未満	25	46.3%
5000件以上10000件未満	18	33.3%
10000件以上20000件未満	8	14.8%
20000件以上	3	5.6%
回答数	54	100.0%

(2)児童相談所における医療機関経由の相談対応件数

	回答数	割合
50件未満	16	37.2%
50件以上100件未満	17	39.5%
100件以上200件未満	6	14.0%
200件以上	4	9.3%
回答数	43	100.0%

(3)児童相談所の虐待相談対応件数

	回答数	割合
1000件未満	10	18.5%
1000件以上5000件未満	36	66.7%
5000件以上10000件未満	6	11.1%
10000件以上	2	3.7%
回答数	54	100.0%

(4)医療機関から児童相談所への通告件数

	回答数	割合
50件未満	34	63.0%
50件以上100件未満	13	24.1%
100件以上200件未満	3	5.6%
200件以上	4	7.4%
回答数	54	100.0%

質問4 貴都道府県の市区町村における相談対応件数についてお伺いします。

(1)市町村の総相談対応件数

	回答数	割合
5000件未満	18	45.0%
5000件以上10000件未満	14	35.0%
10000件以上20000件未満	3	7.5%
20000件以上	5	12.5%
回答数	40	100.0%

(2)市町村における医療機関経由の相談対応件数

	回答数	割合
50件未満	9	31.0%
50件以上100件未満	8	27.6%
100件以上200件未満	8	27.6%
200件以上	4	13.8%
回答数	29	100.0%

(3)市町村の虐待相談対応件数

	回答数	割合
1000件未満	14	35.0%
1000件以上5000件未満	21	52.5%
5000件以上10000件未満	2	5.0%
10000件以上	3	7.5%
回答数	40	100.0%

(4)医療機関から市町村への通告件数

	回答数	割合
50件未満	27	71.1%
50件以上100件未満	5	13.2%
100件以上200件未満	3	7.9%
200件以上	3	7.9%
回答数	38	100.0%

質問5 医療機関からの虐待通告に関する課題をご記入ください。

	回答数	割合
地域の医療機関への児童虐待に関する啓発が不十分である	15	37.5%
医療機関が通告に抵抗感を感じている	7	17.5%
医療機関に児童虐待対応体制が構築されていない	4	10.0%
医療機関と関係機関との情報連携が不十分である	12	30.0%
医療機関により虐待通告の判断基準・通告手順に差異がある	11	27.5%
医療機関の立場に配慮した介入が困難	2	5.0%
行政から医療機関への通告後の経過に関する情報提供範囲の判断が困難	2	5.0%
回答数	40	100.0%

質問6 本事業の実施状況をご回答ください。

	回答数	割合
1.実施している	11	20.4%
2.過去に実施していたが、現在は実施していない	2	3.7%
3.実施したことはない	41	75.9%
回答数	54	100.0%

質問7 (2)KPIを設定しているかご回答ください。

	① 児童虐待専門コーディネーターの 配置		② 児童虐待対応に関する相談への 助言等		③ 児童虐待対応向上のための教育 研修	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1.設定している	1	9.1%	2	18.2%	1	9.1%
2.設定していない	10	90.9%	9	81.8%	10	90.9%
回答数	11	100.0%	11	100.0%	11	100.0%

	④ 拠点病院における児童虐待対応 体制の整備		⑤ 上記①～④以外の内容	
	回答数	割合	回答数	割合
1.設定している	0	0.0%	0	0.0%
2.設定していない	11	100.0%	6	100.0%
回答数	11	100.0%	6	100.0%

(3)本事業の事業内容について、今後の実施方針をご回答ください。

	① 児童虐待専門コーディネーターの 配置		② 児童虐待対応に関する相談への 助言等		③ 児童虐待対応向上のための教育 研修	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1.事業内容をより充実・拡大させたい	1	9.1%	3	27.3%	3	27.3%
2.現状のまま維持したい	8	72.7%	7	63.6%	7	63.6%
3.事業内容自体を見直したい	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
4.検討していない	2	18.2%	1	9.1%	1	9.1%
合計	11	100.0%	11	100.0%	11	100.0%

	④ 拠点病院における児童虐待対応 体制の整備		⑤ 上記①～④以外の内容	
	回答数	割合	回答数	割合
1.事業内容をより充実・拡大させたい	2	18.2%	2	33.3%
2.現状のまま維持したい	8	72.7%	4	66.7%
3.事業内容自体を見直したい	0	0.0%	0	0.0%
4.検討していない	1	9.1%	0	0.0%
合計	11	100.0%	6	100.0%

質問9 本事業の拠点病院が要対協に参加しているかについて、ご回答ください。

	1.代表者会議		2.実務者会議		3.個別会議	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1.参加している	7	58.3%	4	33.3%	7	58.3%
2.参加していない	4	33.3%	7	58.3%	3	25.0%
3.わからない/把握していない	1	8.3%	1	8.3%	2	16.7%
合計	12	100.0%	12	100.0%	12	100.0%

質問10 (1)事業を実施していない理由について、当てはまるものをすべてご回答ください。（複数回答）

	回答数	割合
1.自治体内の事業検討をする人材の不足	12	27.9%
2.中核的な役割を担える病院がない	4	9.3%
3.中核的な役割を担える病院はあるが、連携に至っていない	5	11.6%
4.県医師会当の組織と関係構築できていない	3	7.0%
5.実施の効果がわからない	6	14.0%
6.他事業や取組み等により、連携強化に取り組んでいる	27	62.8%
7.他事業や取組み等により、地域の児童虐待対応力向上に資するものを実施している	9	20.9%
8.自治体内で医療機関との連携に関する課題は特にならない	1	2.3%
9.予算の確保が難しい	11	25.6%
10.本事業を知らなかった	4	9.3%
11.その他	6	14.0%
合計	43	100.0%

「11.その他」の詳細
自由記述内容
要対協の中で医療機関への周知啓発や連携に向けて取り組んでいる。現状、本事業の実施を検討していない。
児童虐待早期発見、初期対応の手引書を作成し配布している。
令和6年度予算計上に向けて検討中。
現実には、児童虐待専門コーディネーターの人員確保ができるかどうかかわからない。
児童相談所と医療ソーシャルワーカーとの連携会議を年1回開催しており、日ごろの連絡体制も構築されている。
県事業を実施している。

(2)本事業に関する今後の方針について、ご回答ください。

	回答数	割合
1.実施に向けて検討が進んでいる	2	4.7%
2.実施する意向はあるものの、具体的な検討は進んでいない	5	11.6%
3.実施する意向はない	8	18.6%
4.検討していない/わからない	28	65.1%
合計	43	100.0%

質問11 (1)地域の虐待対応の中核を担う医療機関の有無について、ご回答ください。

	回答数	割合
1.虐待対応の中核を担う医療機関がある	18	42.9%
2.地域の虐待対応の中核を担う医療機関はない	6	14.3%
3.わからない/把握していない	18	42.9%
合計	42	100.0%

(2)貴自治体・児相と中核となる医療機関との間で、連携を行っているか、ご回答ください。

	回答数	割合
1.連携を行っている	16	88.9%
2.連携を行っていない	2	11.1%
合計	18	100.0%

(3)中核となる医療機関とその他の地域の医療機関との間で、連携を行っているか、ご回答ください。

	回答数	割合
1.連携を行っている	8	47.1%
2.連携を行っていない	9	52.9%
合計	17	100.0%

質問12 (1) 本事業以外で貴都道府県/貴市事業にて、令和4年度に児童虐待対応力強化・児童虐待防止に向けて医療機関を対象に実施した事業（研修等の取組を含む）があれば、事業名及び事業内容、共催者の有無、令和4年度の事業費をご記入ください。（自由記入）

事業内容	共催者
医療機関で児童虐待を発見しやすい体制を整えるとともに、地域の児童虐待対応力の向上を図るため、地域の医療機関従事者を対象として、児童虐待等に関する研修を実施。	—
それぞれの機関の取組報告/虐待対応についての研修。	児童相談所・医療機関・保健所
医師向け虐待対応強化研修の実施。	—
医療機関と児童相談機関が、必要な専門知識を身に付け、具体的な連携方法を学ぶための研修を実施。	—
医療機関（医師、看護師、SW等）、児童福祉業務に携わっている者を対象とした、医師による研修会を実施。	—
ネットワーク会議にて情報共有。	—
会議を実施し、医療機関と県との児童虐待防止等に対する認識や情報を共有。	県内医療機関11か所
標準化部会（12中核病院が持ち回りで事例提供。年2～3回）	12中核医療機関の小児科が主体のネットワーク。
情報交換部会（年1回）、CDR関連部会（年1回）、研修会（年1回）	
事務局は虐待対策課と中央児童相談所にて実施。	
児童相談所が一時保護委託できる病床を確保し、事前に医療等の情報がない児童のアセスメントや、病状が不安定な児童の服薬管理等を医療機関で実施することにより、一時保護を必要とする児童の保護を適切に実施。	県内医療機関5か所 ※いずれも形態は「委託」
県における母子保健医療情報提供システム。対象者に虐待を受ける恐れのある児を含む。	—

質問12 (2) 令和4年度に医療機関等が独自で実施した取組について、把握しているものがあれば、実施主体及び実施内容をご記入ください。（自由記入）

事業内容	実施主体
医師や看護師、助産師、保健師等を対象に、児童虐待の発生予防等に関する研修会を年1回開催。	医師会
地域の医療機関、関係機関を対象にBEAMS研修を開催。	医療機関
県立病院が県域の医療機関、行政、警察等、関係機関を対象に開催する研修。	医療機関
児童虐待防止に関する研修を年1回開催。	医療機関
系統的全身診察の研修。	医療機関
医療機関、児相、県警、行政機関での虐待症例検討を行う会議の開催。	医療機関
福祉、行政、教育、医療など各分野で子育て支援に関わる人を対象に、ネットワークづくり・情報交換の会を年5～6回程度実施。	医療機関
各医療機関のCPT運用の強化、虐待対応におけるスキル向上のための取組発表、児相含む関係機関との連携強化。	NPO法人※2

質問13 (1)貴自治体において、児童虐待における医療機関との連携について施策を検討する際に、庁内の関係課との検討や調整等を行っているかについて、ご回答ください。

	回答数	割合
1.行っている	22	41.5%
2.課内では検討しているが、関係課とは行っていない	10	18.9%
3.検討したことはない	21	39.6%
合計	53	100.0%

(2)検討や調整を行っている庁内の関係課について、当てはまるものをすべてご回答ください。(複数回答)

	回答数	割合
1.母子保健主管課	16	72.7%
2.医療政策主管課	11	50.0%
3.その他	6	27.3%
合計	22	100.0%

(3)調整を行っていない理由について、当てはまるものをすべてご回答ください。(複数回答)

	回答数	割合
1.貴課のみで医療機関との連携に対応できているため	17	51.5%
2.同じ部局内だが、他課との調整が難しいため	1	3.0%
3.福祉部局と健康部局で所管部局が異なり、調整が難しいため	3	9.1%
4.他課への相談・連携に思い至らなかったため	7	21.2%
5.その他	7	21.2%
合計	33	100.0%

「11.その他」の詳細	
自由記述内容	
人員や時間に余裕がないため。医療機関との連携に関する施策の検討がないため。検討が必要な場合には、関係課と協議・調整を行う必要はあると思う。	
本事業の連絡会等で、児童虐待担当課や児相も参加し、情報共有しているため。	
予算上の都合のため。	
現時点で他課（母子保健など）との連携する段階にないため。	
庁内関係各課と連携を要する施策を実施していないため。	
具体的な検討に至っていないため	
医療機関と連携すべき事業の実施について検討していないため。	

令和5年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業
児童虐待防止医療ネットワーク事業及び
医療機関における虐待通告等の実施に関する
調査研究報告書

令和 6(2024)年 4 月

株式会社 野村総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
TEL : 03-5533-2111(代表)
〔ユニットコード: 8136904〕